

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌
J+C ECONOMIC JOURNAL

平成 27 年 11 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
12 月号 (No.263)

DECEMBER
2015
No.263 **12**

日中経協ジャーナル <http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

アジア・太平洋の 地域経済連携と ASEAN 統合

時々刻々：グローバル自動車メーカーの中国投資戦略とその背景

CHINA TREND CHECK：聖域なき虎退治—法治徹底と日中経済交流への影響

中国ビジネス Q&A：中国の行政機関の調査に関する外資系企業の対応
—独禁法違反、商業賄賂を例にして



表紙写真：高層ビルの建設が進むカンボジアの首都・プノンペン中心部。メコン地域への日系企業進出は進んでいるが、カンボジアの対内直接投資受入額に占める中国のシェアは国別で第1位、53.1% (2014年) と高い割合を占めている。詳細は本号 SPECIAL REPORT を参照。(撮影：蒲田亮平)

1 巻頭言

今だからこそ大切にしていきたいWin-Winの関係

■野路 國夫 一般財団法人日中経済協会副会長、コマツ代表取締役会長

SPECIAL REPORT

アジア・太平洋の地域経済連携とASEAN統合

2 TPP大筋合意のインパクト

— RCEP、日中韓 FTA はどうなるのか

■木村 福成 慶應義塾大学経済学研究科委員長・経済学部教授
東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA) チーフエコノミスト

6 アジア、中国の活力と新たな貿易対応

— ネットワーク型広域ビジネスへの変化と取組み

■美野 久志 関西学院大学フェロー

10 TPP大筋合意とAEC発足

— 日本企業のビジネスチャンス

■石川 幸一 亜細亜大学アジア研究所教授

14 ASEAN経済統合と平行して進むメコン地域の連結性向上

■蒲田 亮平 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部アジア大洋州課

18 TOPICS

伸びる中国のeコマース・ビジネスと小口貨物物流の動向

■町田 一兵 明治大学商学部准教授

22 時々刻々

グローバル自動車メーカーの中国投資戦略とその背景

■呉 保寧 株式会社現代文化研究所上席主任研究員

26 CHINA TREND CHECK

聖域なき虎退治—法治徹底と日中経済交流への影響

■高見澤 学 日中経済協会北京事務所副所長

30 中国ビジネス Q&A

中国の行政機関の調査に関する外資系企業の対応—独禁法違反、商業賄賂を例にして

■劉 新宇 金杜法律事務所中国弁護士・中国政法大学大学院特任教授

32 情報クリップ

2015年度「日中経済交流検討会議」第1回会議を開催 ほか

JCNDA NEWS

2015年10月の日中東北開発協会の活動から

今だからこそ大切にしていきたい Win-Win の関係



一般財団法人日中経済協会副会長
コマツ代表取締役会長

野路 國夫

今年8月の上海株式市場の暴落を受け、世界経済への先行き懸念が一気に広がったことは記憶に新しく、この煽りを受けて「中国株」の代表的銘柄の一つとなっている当社も少なからず株価に影響を受けました。中国に大きく依存しているというイメージがどうも強いようですが実態はそうではありません。地域別に販売比率を見ると、現在中国向けは全体の5%に過ぎず、世界各地の市場で満遍なく販売しているのが当社の強みです。

実は今回の上海株下落は、当社にとってそれほど驚きではありませんでした。というのも、リーマン・ショック後、中国政府による総額4兆元の景気刺激策が行われた頃は、世界の建機需要の4割近くが中国に集中し、当社の中国販売比率も20%を超えていました。しかし、2010年をピークに、11年は後半から需要が急減し対前年6割程度に、14年には最盛期の3割弱になりました。つまり、さかのぼること4年前から景気減速は認識していました。ここ数年、中国は実体経済に伴わない株価であった感はありません。いま新常态(ニューノーマル)経済への移行の過程にあります。私もその円滑な移行を望むばかりです。

当社のKOMTRAXというGPSを用いた機械稼働管理システムは、機械の状態を見るだけでなく経済状況の分析にも活用できます。04年に搭載を開始してからの中国での配車台数を見ると、翌05年末に4000台弱だったのが、4兆元刺激策を経て11年末には計7万6000台と爆発的

に増加。いま販売が減速しているとはいえ、これら膨大な配車の稼働が全く止まったわけではないことが、やはり日々データを見て取れます。これら多くのお客さまを支えていくことは、我々にとって使命であり、生命線でもあります。建機のような生産財は稼働を続けることに価値があり、日々のメンテナンスはもちろん、故障の際にはすぐ修理する体制づくりが大事です。

当社では04年、山東省の山東交通学院との産学連携でメカニク養成コースを開設。配車台数の増加に伴い、代理店で即戦力となる人材のニーズに迫られたものですが、我々として人材育成は中国への恩返しであるとも考えています。すでに2000人以上が卒業し、代理店の中堅・上級メカニックとして活躍しているほか、当社現地法人の要職にも就いています。

産学連携を通じた人材育成は、研究部門でも行っています。済南の山東大学(03年)、上海の同済大学(11年)とも、それぞれ共同研究を行っているほか、大学側から技術的なコンサルティングを受けた。当社現地法人でのインターンシップ制度など活発な交流を行っています。人材育成を通して、中国社会に融け込んでWin-Winの関係構築してきたことが、我々の中国での基盤を強固なものにする一助となっています。中国側、日本側、互いに決して楽な時期とは言えない今だからこそ、この関係を大切にしていくことが次世代につながる重要なステップだと考えています。

アジア・太平洋の地域経済連携と ASEAN 統合

2015 年はアジア・太平洋の地域経済連携にかかわる交渉が一定の成果を見せた年となった。

二国間では1月に日豪 EPA が発効し、6月に中韓 FTA、中豪 FTA が署名された。年の後半に入り、9月下旬に北京で開催された日中韓 FTA の第 8 回交渉会合（首席代表会合）の直後、アトランタの TPP 閣僚会合（9月30日～10月5日）で大筋合意が発表され、中韓をはじめとする各国に波紋を投げかけた。一方、RCEP では8月の第3回閣僚会合に続き、10月に第10回交渉会合が開催され、具体的な交渉が開始された。そして、年末の ASEAN 経済共同体（AEC）の発足。本スペシャルレポートでは、アジア・太平洋の地域経済連携にかかわる最新の動向を探り、今後の可能性を展望する。

SPECIAL REPORT

TPP 大筋合意の インパクト —RCEP、日中韓 FTA は どうなるのか

木村福成

慶應義塾大学経済学研究科委員長・経済学部教授
東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）チーフエコノミスト

2015 年 10 月初めの環太平洋経済連携協定（TPP）大筋合意は、東アジア諸国の国際通商政策を大きく揺るがしつつある。協定文のドラフトも 11 月半ばに公開された。順調に批准・発効に至るかどうかについては、特に米議会がどのように反応するかが読めず、いまだに不確定要素が大きい。しかし、妥協を重ねながらも粘り強く交渉を進め、大筋同意に至ったことは、多くの国で驚きを持って受け止められている。ここまで来れば、タイミングはともかくとして、最終的には TPP は発効すると、大多数の人が考えるようになった。

果 TPP へと向かうドミノ効

まだ TPP 交渉に参加していない東アジア諸国の反応は実に鋭敏である。韓国の朴大統領は、10月16日のオバマ大統領との会談で、TPP 参加への意欲を伝えた。インドネシアのジョコ大統領も、10月26日、オバマ大統領との首脳会談で TPP への参加意欲を表明した。台湾についても、来

年1月の総統選挙の最有力候補とされている蔡英文進党主席は TPP 参加に極めて積極的とされる。タイやフィリピンも TPP への参加を考へるだろう。そうなければ、いよいよ中国も、真剣に TPP 参加の是非を検討し始めるであろう。もちろん、TPP に参加したいと言ったところで、それなりの貿易自由化と国内改革を断行できなければ入れない。しかし、我先に

TPP に入ろうとするドミノ効果が強く働いていることは間違いない。

ASEAN 側から見ると、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムが現 TPP 交渉参加国、これにインドネシア、フィリピン、タイが参加するとなると、10 力国中 7 力国が TPP に入ることになる。そうなると、残されたのはカンボジア、ラオス、ミャンマーという後発国のみ。これら 3 力国はアジア太平洋経済協力 (APEC) のメンバーではない。しかし、TPP 協定文ドラフトでは今後の新規加盟国を APEC メンバーに限定していないようである。このように ASEAN のほぼ全体が TPP に参加するということになると、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) を進める意味は何なのかを考え直さねばならないだろう。

RCEP が意図したもの

少し前の新聞記事などでは「TPP は米国が主導し、RCEP は中国が先導している」といった見方が優勢であったが、これは RCEP の歴史的背景からすれば正しい理解ではない。RCEP は ASEAN が中心となつて立ち上げた経済統合である。

ASEAN 経済共同体 (AEC) プループリントは 4 つの柱から成っているが、そのうち第 4 の柱は「グローバル経済への統合」と題されており、RCEP の交渉開始はその文脈での主要な目標の 1 つとなつてきた。また、RCEP 構想の前身は、中韓が主張していた ASEAN + 3 FTA (EFTA) ではなく、日本その他が提唱した ASEAN + 6 FTA (CEPEA) である。確かに中国は、昨年の APEC 首脳会議の前後などには、自らが RCEP 交渉をリードして FTAAAP への道を主導しているかのようなプレゼンテーションを行っていた。しかし、残念ながら、中国が内容的にリーダーシップを発揮してきたとはどうも言いえない。善隣外交には熱心だが自由化約束は最低限にとどめたいというのが、このころの中国の一貫した姿勢である。

RCEP は、TPP と比してそれほど見劣りのしない範囲の政策モードをカバーしている。TPP にあつて RCEP にないのは、政府調達、労働、環境くらいである。また、内容的にも TPP よりもむしろ潜在的に優れている面もある。1 つは関税の共通譲許 (common tariff concession) である。これは、多数

国で自由貿易協定 (FTA) を結ぶ場合に、複数の参加国からの輸入品に対し同じ関税を課す、というものである。当たり前のように聞かせるかも知れないが、実はそうではない。TPP の場合、条文ドラフトを詳細に検討する必要があるが、厳密には共通譲許とはなっていない。米国は、TPP 交渉の早い段階で、米国がすでに二国間 FTA を結んでいる国とは関税の再交渉をしない、と宣言している。北米自由貿易協定 (NAFTA) も関税の共通譲許方式を採用していない。ということは、少なくとも論理的には、同じ輸入品であつても輸入元によつて異なる関税率が適用される可能性がある。それに対し RCEP では、交渉の早い段階で、共通譲許を原則とする^注ことに合意している。もちろん、関税撤廃率が高ければ共通譲許かどうかはそれほど問題にはならないので、この点を TPP の欠点と切り切つてしまふことはできないことに注意してほしい。

さらに、原産地規則に関しては、ASEAN および東アジアの大半の FTAs では、多くの品目について付加価値基準 40% 以上もしくは関税分類変更基準のいずれか 1 つを満たせばよいといういわゆる co-equal

system を採用しており、RCEP もそれにならうものと予想される。これは、NAFTA などでも用いられている原産地規則よりもはるかに使い勝手のよいものであり、この点でも TPP よりもよいものができる可能性がある。貿易円滑化についても、ASEAN および東アジアの方が様々な努力を積み上げてきている。さらに、国際通商政策としての FTAs には通常含まれない様々な開発アジェンダを経済統合の枠組みに取り込んでいくことも、ASEAN および東アジアの得意とするところである。輸送・経済インフラ開発、中小企業振興、産業集積形成など、国際的な枠組みで進めていくべき課題は多い。この点も、RCEP が潜在的に優れている点である。

最後に何と言つても、RCEP がカバーしている国々こそが、国際的生産ネットワークが開発されている地理的範囲であり、RCEP によるさらなる貿易自由化には大きな経済効果が見込める。特に中国とインドという巨大な新興国を含んでいる点は重要である。東アジアが新たな国際経済秩序作りに参画していくとするならば、RCEP はごく自然なグループングである。

表 ASEAN + 1 FTAsの最終的な関税撤廃率 (HS6 桁ベース)

	ASEAN- オーストラリア・NZ	ASEAN- 中国	ASEAN- インド	ASEAN- 日本	ASEAN- 韓国	平均	
						全 ASEAN+1	ASEAN- インドを除く
ブルネイ	99.2%	98.3%	85.3%	97.5%	99.1%	95.9%	98.5%
カンボジア	89.1%	89.9%	88.4%	85.1%	90.8%	88.7%	88.7%
インドネシア	93.1%	92.3%	48.6%	91.2%	91.1%	83.3%	91.9%
ラオス	91.8%	97.4%	80.1%	86.3%	90.0%	89.1%	91.4%
マレーシア	97.3%	92.6%	79.7%	93.9%	92.4%	91.2%	94.1%
ミャンマー	88.1%	93.6%	76.6%	84.9%	91.6%	86.9%	89.5%
フィリピン	95.1%	92.5%	80.9%	97.1%	89.6%	91.1%	93.6%
シンガポール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
タイ	98.9%	93.5%	78.1%	96.4%	95.1%	92.4%	96.0%
ベトナム	94.8%	92.2%	79.5%	94.2%	89.3%	90.0%	92.6%
オーストラリア	100.0%						
中国		94.7%					
インド			78.8%				
日本				91.9%			
韓国					90.4%		
ニュージーランド	100.0%						
平均	95.6%	94.3%	79.6%	92.6%	92.7%	90.9%	93.6%

(出所) Fukunaga, Yoshifumi and Kuno, Arata. (2012) "Toward a Consolidated Preferential Tariff Structure in East Asia: Going beyond ASEAN+1 FTAs." ERIA Policy Brief 2012-03 (<http://www.eria.org/ERIA-PB-2012-03.pdf>).

低調な RCEP、 日中韓 FTA 交渉

しかし、RCEP 交渉はスムーズに進まなかった。14年8月の経済大臣会合までに交渉のモダリティを決めることになっていったが、当日になってインドの担当大臣が帰国してしまい、そこから交渉が大きく遅れ始めた。さらにタイミングの悪いことが起きる。15年末までに RCEP 交渉を完了するというのが当初の目標であった。その期限までに一定の成果を示すためには、15年11月の首脳会議までには何かを成し遂げねばならず、そのためには15年8月末の経済大臣会合で何かを決めねばならない。そんな事情から、この8月にかなり無理をして交渉のモダリティをまとめてしまった。詳細は不明だが、関税に関しては協定発効時に65%、発効後10年で80%の品目(タリフライン

ベース)について関税を撤廃するといった極めて低いレベルの自由化で合意したと伝えられている。その後10月初めに TPP 大筋合意のニュースを聞くことになる。

80%という関税撤廃率では、守りたい品目はすべて保護できてしまい、貿易自由化効果はほとんど生じない。自由化度をなるべく低くするように強く働きかけたのがインドと中国である。インドのモディ政権については、国内改革等について高く評価する声もあるが、経済外交に関しては、世界貿易機関(WTO)に関する動きも含め、極めて後ろ向きと評価せざるを得ない。中国も、交渉すること、交渉妥結に至ることは関心はあるが、対外的な自由化約束は最小限にとどめたという姿勢を前面に出している。

ASEAN 経済共同体(AEC)の下での関税は、先行6カ国についてはすでに99%以上の品目についてゼロとなっており、後発4カ国の関税も期限の18年に向けて順調に下がっている。さらに、既存の ASEAN + 1 FTAs における関税撤廃率(HS6 桁ベースで集計したもの)を表に示した。国によればばらつきはあるが、ASEAN の先行6カ国に関しては、ほぼ90%から95%程度の

関税撤廃率となっていることがわかる。ASEAN としては、RCEP においても、少なくともこの程度の関税撤廃率、あるいは域外6カ国が FTA で結ばれて貿易転換が生ずることを考えるとそれ以上の関税撤廃率を達成しなければ、少なくともモノの貿易に関しては正の経済効果を享受できない可能性が高い。つまり論理的に考えれば、そもそも ASEAN は、80%といった低いレベルの貿易自由化では満足できないはずである。さらに、ASEAN 域内ではサービス・投資の自由化もかなりの程度進んでいる。ASEAN としては関税撤廃以外の部分についても、ASEAN + 1 FTAs のレベルではなく、AEC をベースとして交渉を進めるべきところである。

日中韓 FTA の交渉も低調である。13年、日中、日韓の国際関係が極めて悪かった時期にもかかわらず日中韓 FTA 交渉が立ち上げられた背景には、RCEP よりも先行して交渉を進めて RCEP 交渉の内容に影響を与えたいとの意図があった。しかし、TPP 交渉の難航を横目に、交渉はなかなか進まなかった。中韓 FTA は15年6月に署名に至ったが、それでも自由化度は極めて低い。発効

時、10年後、20年後の関税撤廃率は、タリフラインベースで、韓国側が50%、79%、92%、中国側が20%、71%、90%である。^{注2)}この自由化レベルで日中韓FTAを作っても、RCEP交渉をリードすることにはならないし、また実際の経済効果もごく微少なものととまるだろう。

一方、TPPにおける各国の関税撤廃率は、間違いなく相当高いレベルに達する。TPPにおける日本の関税撤廃率は95%（何年でこの水準に達するのかが不明）ということが高い水準と新聞が書き立てている。確かにこれまでのFTAsでは85%超程度しか達成していなかった日本としては、新しい次元の貿易自由化に踏み込むことになる。しかし、95%という数字はおそらくTPP交渉参加国中最低となるであろう。他の国はいずれも99%程度の関税撤廃率に達するものと予想される。日本の農業保護は、クリーンな貿易自由化を旗印とするTPPの質を相当程度劣化させてしまったという事実を、日本人はよく自覚すべきである。さらに言うまでもなく、TPPは、サービス・投資の自由化、その他国際ルール作りの部分で、これまで東アジアでは例のなかった水準の合意となることは間違いない。

3つのシナリオ

このまま行けば、RCEP、日中韓FTAとも、もはや意味がないということでも交渉が頓挫してしまうか、あるいはできることはできても経済効果はほとんどなく単に政治的メッセージを発するのみとなってしまう。FTAsは、関税同盟とは異なり、国の組み合わせを変えながら五月雨式に締結していても問題はない。ただし、FTAs相互の競争は生じてくるわけで、質の低い、関税撤廃率の低いFTAsは使われなくなる。そのようなFTAsは、経済的にはほとんど正の効果をもたらさないものとして、マージナライズされる運命にある。この先東アジア経済統合に求められているのは、RCEPや日中韓FTA妥結に至るスピードではなく、

経済統合の内容である。交渉期限のつじつまを合わせたところで、内容が駄目では、経済外交として成功とはみなされない。

RCEPあるいは日中韓FTAを意義深いものとするには、以下の3つのシナリオのいずれかをたどらねばならない。第1のシナリオは、関税撤廃率を上げ、サービス・投資の自由化にも高いものを求めて、協定の質を

上げることである。いったん決めた交渉のモダリティをもう1度設定し直すということがそもそも可能なかどうか、筆者にはわからない。しかし、それなしには、国際通商政策としてのRCEP、日中韓FTAは生き残れない。日本はまず、中韓に対して、質の高いFTAsを作らなくては、苦勞して交渉しても意味がないと諭すべきである。特に中国に対しては、アジアインフラ投資銀行(AIIB)や一帯一路はFTAsの代替とはならないことを説き、国際ルール作りに早く参加すべきと主張しなければならぬ。そして、関税撤廃の水準については、場合によっては中国とインドを別立てて考えて行かざるを得ないだろう。

第2のシナリオは、質の高いFTAとしてのRCEP、日中韓FTAの実現はあきらめ、RCEPの中心課題を、貿易自由化ではなく、開発のための経済協力に変えてしまうというものである。国際通商政策はTPPに任せてしまつて、AECで言えば第2の柱「競争力ある経済地域」、第3の柱「公平な経済発展」に対応する様々な開発アシスタンスを国際協力の下に進めて行くことをRCEP、環境・エネルギー問題や科学技術等に関する協力を日中韓FTAの主目的にし

てしまう。さらにRCEPに経済協力開発機構(OECD)のような役割を持たせるのも一案である。これらによつてどの程度の求心力を生み出すことができるのかわからないが、今の中国とインドの交渉姿勢ではこれも致し方ないかも知れない。

第3のシナリオとしては、RCEPはまず第1段の枠組み協定としてきつさと締結してしまい、それをベースにより深い経済統合ロイニシアティブを新たに立ち上げるといふものである。政治的に少しづつでも成果を上げていくことが重要だとすれば、これも1つの行き方である。

TPP大筋合意の持つ意味は大きい。RCEP、日中韓FTAなど他のFTA交渉は、その意味を根本から見直さねばならない。繰り返すが、スピードも大事だが、内容はもっと重要である。東アジアは大きな岐路に立たされている。

(注1) ただし、15年8月の合意で、共通議許についての例外を認めたとの見方もある (<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/p1150827.pdf>)。

(注2) Inha University of Inkyo
Cheong 氏による推計。

SPECIAL REPORT

アジア、中国の活力と 新たな貿易対応 —ネットワーク型広域ビジ ネスへの変化と取組み

美野久志

関西学院大学フェロー

中国と世界との貿易、ビジネス関係を中長期の視点から見ていると、「最早、中国ビジネスは中国ビジネスではない」という実感を強くする。WTO、FTAによる貿易自由化が中国を包み込むように拡大するとともに、アジアでは広域市場の形成と取引方式の多様化・高度化が進行しつつあり、日本企業は従来とは視点を変えて、自らの事業戦略に適うビジネス・取引システムを設計し実行すべき新たな局面を迎えている。

中国・アジアビジネスの変 化—ビジネス方式の高度化

中国は2009年7月より人民元建て経常取引における人民元の使用を推し進めている。また、ASEAN諸国では、アジア通貨危機およびリーマン・ショックで得た教訓を生かし、かつ、自国経済と通貨の防衛のために「国内取引における自国通貨使用義務」の方針を相次い

で打ち出してきたことから、アジアにおける貿易・ビジネスは、従来アジアビジネスで使用されてきたドルと円のほか人民元とアジア通貨を加えて、通貨を複合的に使用する時代に入った。

「アジア展開は「点の配置」から「面の配置」へ」

日本企業のアジア展開の構図を変えたのは、10年1月までに実施された「ASEAN・中国」FTAにおけ

るノーマルトラック品目の関税撤廃、インドシナ・中国一貫物流ルートの開拓などによって、ASEAN・中国という約20億人の統一的な自由貿易市場が段階的に形成され、日本企業のアジア進出が「点の配置」(ASEAN各国等への個別生産基地の設置)から、「面の配置」(ASEAN、中国を含む東アジアへの広域的な事業ネットワークの展開)へ大きく変化したことが与って大きい。こうした流れを一層推し進めることになったのは、香港とシンガポールを中心とする貿易・金融統括拠点(またはアジア統括拠点)を設置する動きが、大手企業のみならず中堅・中小企業等にまで広がっており、それぞれの企業がアジアで取り組む貿易取引の商流と物流を分離・履行する「商流と物流の分離」が、アジアにおける取引スキームとして広く行われるようになったことが、アジアにおける取引の仕組みを大きく変化させるトリガー(引き金)となった。

日本企業のアジア展開におけるネットワーク型事業構造へのシフトによって、従来のような輸出・輸入という直線的な取引形態は、「ネットワーク型、網の目型の取引形態」にシフトし、また、これに伴って「二国間型の取引形態から、アジアに展開するグルー

プ企業間(例えば、兄弟会社間)による「海外間取引」の形態を持つ複合的な取引形態へと発展している。

アジアにおける日本企業の取引方式は、「アジアに複数展開する事業拠点全体の取引ネットワークを効率化し、最適な取引システムを作り上げ、企業グループ全体の事業拡大を図る」方式へと進化しつつある。これは、「ビジネス方式の高度化」と言ふべきものである。

ASEAN経済共同体(AEC)の発足とASEAN各国の多様性

15年末にASEAN経済共同体(ASEAN Economic Community、以下AEC)が発足する。

ASEAN 10カ国の経済規模(GDP)は、13年時点において約2兆4000億ドルで、アジアNIEs 4カ国とほぼ同じ規模である。一方、人口をみると、アジアには人口大国としての中国(約13億人)、インド(約12億人)があり、中国、インドを含めるとASEANに隣接する地域は、人口31億人の巨大地域となる。いま、経済界では、何かについで「15年末にはAECが発足する。これにどう対処すべきか」という話が出る。その答えの一つは、ASEAN

表1 アジア主要国の経済状況 (2013年)

国名	GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (ドル)	貿易収支 (億ドル)	外貨準備高 (億ドル)
中国	9,181	6,747	2,592	38,396
タイ	387	5,676	64	1,613
ベトナム	171	1,901	0	256
ミャンマー	61	868	8	70
インドネシア	869	3,509	-41	964
シンガポール	296	54,781	617	2,729
マレーシア	312	10,549	223	1,334
フィリピン	272	2,790	-79	757
インド	1,726	1,504	-1,903	2,765
ASEAN (注)	2,368	3,789	792	7,723

(注) ASEANのGDPは表中7カ国の合計。1人当たりGDPは同ASEAN7カ国の人口613百万人で計算。貿易収支および外貨準備高は同じく7カ国の合計値。

(出所) IMF - World Economic Outlook 2014年4月、ADB、三菱東京UFJ銀行(国際業務部)編『新版アジア進出ハンドブック』2014年9月。

ただには止まらず、中国、インドを含めて一つの地域、経済圏として捉えることが必要であろう。

内閣府がまとめた09～30年までの長期経済予測によれば、30年におけるASEAN、中国、インドを含むアジアの経済規模(GDPベース)は世界の約4割(40・5%)を占め、同年における先進国のGDP合計

期待性から、限らないビジネスチャンスを生み出す経済地域と考えてよいであろう。

【AECでは、ASEAN各国の多様性への対応が要点となる】

AECについて注目しておかなければならない点は、ASEANを含むアジア域内の経済格差に関する問題である。

33・0%を超える。現在の経済動向を勘案して長期ベースで考えると、中国の貿易の停滞と内需の減速、ASEAN経済の低迷状況があることから、この予測は割り引いて考える必要がある。およその推測から言えば、30年における世界経済の中でアジアのウエイトは30%台の半ばあたりになるのではないかと考えている。こうして中国の減速を織り込んでも、30年におけるアジアの経済規模は、先進国のGDP合計を上回る可能性があり、ASEAN、中国、インドという経済地域は、その成長性と市場としての

貿易の自由化は、比較優位性のある国の産業については当該産業を進展させ、比較劣位にある産業についてはこれを衰退させるか、市場退出を余儀なくさせる比較競争力と深く関わっている。優位性のある産業を多く持つタイ(自動車など)やマレーシア(電気電子など)は貿易の発展が早く広く、そうではないインドシナ諸国では急激な貿易自由化は未成熟産業の成長の芽を削いでしまう恐れがある。経済発展度合いの異なる諸国の集合体がASEANであり、15年末に発足するAECであることもこの地域の特性であり、モノの貿易における非関税障壁の緩和・撤廃およびサービス貿易の自由化については、ASEAN各国の経済的相違と多様性に配慮して段階的な自由化が行われている。ASEAN各国の多様性に対処していくこともビジネス取り組み上の要点となる(表1参照)。

アジアの活力を取り込むための「ビジネス(取引)のあり方」

【アジアの内需をターゲットとした市場対応】

海外各国の経済発展度合いを図る際には、1人当たり国民所得が3000ドルを超えると安定経済成長

のステージに入り、耐久消費財への需要が市場に出てくるとされる。1人当たり国民所得が5000ドルを超えると自動車へのニーズが高まる。ASEAN諸国では、インドシナのCLMV4カ国を除き、原加盟6カ国は1人当たり3000ドルの水準か、または、それ以上の所得水準に達しており、今後、さらなる市場の成長を見込むことができる。今後、ASEAN諸国は、耐久消費財へのニーズの拡大に加えて、自動車、住宅などより高いレベルの消費市場としてクローズアップされることになる。中国は13年に1人当たりGDPが5000ドルを超え、自動車において世界最大の市場となった。人口がNAFTAやEUを超えるASEANの市場は、これから本格的な消費市場として立ち上がると思われるべきであろう。アジアの成長性、活力とは、アジア各国における「国内消費市場の拡大」であり、日本企業のアジア進出では「アジアの内需をターゲットとしたビジネス」が今後重要となる。

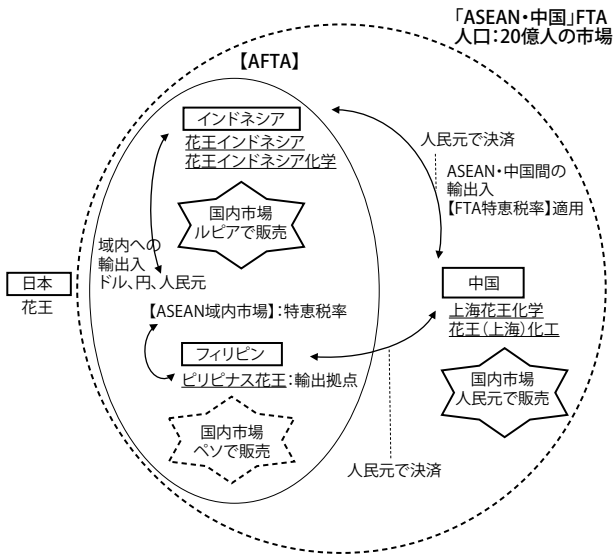
【中国+ASEANを広域市場と捉える】

「花王の広域事業戦略」

花王は、10年代に入ってからアジアの内需拡大に焦点を当てた事業展開

図1 「ASEAN・中国」FTA:
人口20億人の自由貿易市場への取組み
～巨大消費市場の誕生と事業展開～

(花王のアジア展開から)



(注) ピリピナス花王は界面活性剤や工業用洗浄剤の原料となる高級アルコール、花王(上海)化工では、界面活性剤と産業用化学製品を生産している。
(出所) 花王のニュースリリースから筆者作成。

を急拡大している。同社は1997年、中国で上海花王化学を設立していたが、12年12月には中国遼寧省に化学品の生産拠点を竣工させた。一方、アジアへの本格的な事業進出は12年以降に始まる。花王インドネシア化学が、13年7月にジャカルタ郊外で新工場を稼働させ、既存の工場設備を新工場に移設したことに加え、14年6月には花王インドネシアが日用品第2工場を稼働させた。花王のアジア戦略はその事業方針「アジア・アセアン地域においては、インドネシア、中国などの成長国を最重点戦略地域と位置付ける」という考え方に

現れている。ただし、中国とインドネシアでは注力する分野・品目を区分しており、中国市場では産業用化学製品を中心とする一方で、インドネシアではASEAN地域最大の人口を持つ同国を生活用消費財の有望市場と捉えている。花王のアジア事業戦略を特徴づけるのは、生産拠点がある中国、インドネシアを同時に需要地としていることで、基本的に「地産地消」型の事業戦略である。中国では界面活性剤と産業用化学製品を、インドネシアでは主に衣料用洗剤、ベビー用紙おむつ、界面活性剤、産業用化学製品などを

中国ビジネスから、「東アジアの広域ビジネス」への変化

生産し、中国では人民元で、インドネシアでは現地通貨であるルピアで販売している。中国とともにインドネシアは、グローバルな成長を目指す花王にとって重要市場の一つと位置づけた上で、将来的にはインドネシア国外にも製品を送り出すグローバルな生産拠点とし、中国とインドネシア、フィリピンをネットワークした広域ビジネスを展開している(図1参照)。

これからのアジアビジネスで最も重視すべき事柄の一つは、「中国ビジネスは、最早、中国ビジネスではない」ということである。

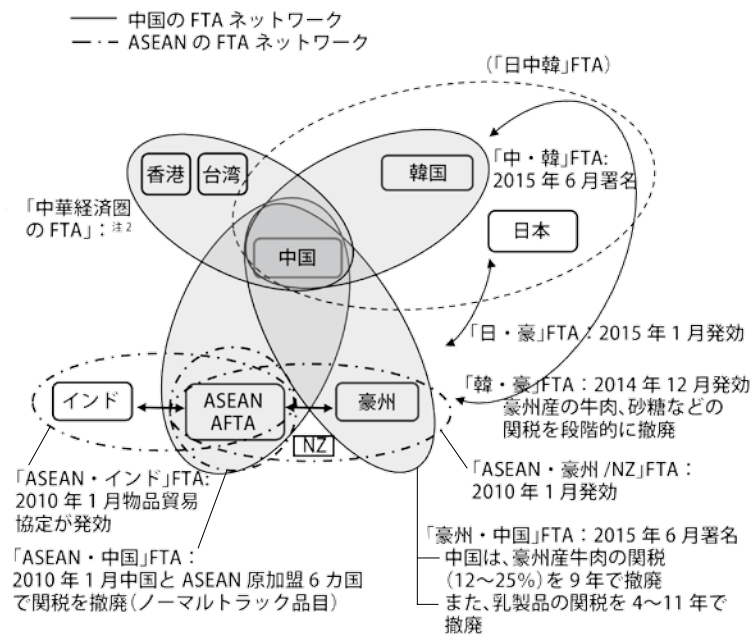
中国ビジネスは、92年の鄧小平の南巡講話以降、「外資による対中投資を通じて、中国で作られ、中国から世界に輸出する」貿易形態を取ってきたが、01年末の中国のWTO加盟以降は、「グローバル・サプライチェーンを通じて世界から部材を調達し、中国・アジアの拠点で作って、アジアの貿易拠点を通じて世界に輸出する」方式へ大きく舵を切っているからである。

ASEAN加盟国の経済成長と、ASEANおよび中国を巡る

FTAネットワークの形成は、こうした「中国をハブとする世界各国・地域との貿易」の構図を、「中国および東アジアを統合的な貿易市場として、水平分業と消費市場から成り立つ貿易・経済構造」へと変化させた。この変化に与って大きな役割を果たしたのは、アジアにおけるFTA網の形成である。特に、東アジア域内ではASEANを中核とするFTA網に加え、中国をハブとする広域FTAネットワークが形成されてきている。

「中国・ASEAN」FTAでは、05年7月に物品貿易協定が発効して中国・ASEAN間で関税の引き下げが開始され、10年1月までに中国とASEAN原加盟6カ国との間でノーマルトラック品目の関税撤廃が実行された。この物品貿易自由化においては、AFTA域内の原加盟6カ国においても10年1月までにノーマルトラック品目で関税撤廃が実行されており、AFTAの原加盟6カ国域内での関税撤廃と中国・ASEANにおける関税撤廃が軌を一にして実行されたという事実が重要である。つまり、「10年1月までに中国とASEAN原加盟6カ国の間では、(人口20億人を擁する)一つの自

図2 ASEAN、中国をハブとする東アジア FTA ネットワーク
—「ASEAN・中国」FTA (第三国 FTA) を活用した取引が
増えている



(注1) ASEANの二国間 FTA には、中国 (ACFTA)、インド (AIFTA)、豪州/NZ (AANZFTA) (以上は図2に図示) と、日本 (AJCEP)、韓国 (AKFTA) との FTA がある。
(注2) 中国は、04年1月に香港との FTA (CEPA)、11年1月に台湾との FTA (ECFA) を発効させており、中国・香港・台湾の FTA 網による「中華自由貿易圏」を形成している。
(出所) ジェトロの海外ビジネスニュース等から筆者作成。

由貿易市場が形成された」というアジアの貿易上、注目すべき変化が生じてきた。

中国は、「中国・ASEAN」FTAに加えて、15年6月に韓国との FTA、同時に豪州との FTA に署名している(図2参照)。中国にとって、韓国は国別で第4位の、豪州は第7位の貿易相手国である。中国は、すでに香港および台湾とも FTA 協定を結んでおり、両国との FTA 締結によって香港(中国の貿易相手として第2位)、韓国、台湾(同第5

位)、豪州と貿易相手国・地域としてベスト7にランクされる諸国・地域と FTA ネットワークを形成した。これら二国間 FTA と ASEAN との広域 FTA とも言うべき「中国・ASEAN」FTA によって、東アジアにおける中国の FTA 網は、中国をハブとする「面の広がり」に変化したと捉えられる。

まとめ

(1) 取引の現地化でさらなるビジネス展開を図る

アジア各国の経済運営の基本的なラウンドは、「貿易取引の実需を原則とし、実需拡大に向けてあらゆる貿易自由化措置を採る」ことであり、一方、金融・為替については「実需原則の下に必要な自由化措置を(可能な範囲で)漸進的に行う」ことである。

アジアでは、この原則の下に、国際基軸通貨であるドルの経済的なリスクが国内に波及しないように、中国の人民元をはじめ、ベトナム、インドネシア、ミャンマーなどにおいて相次いで国内取引における外貨建て決済を原則禁止し、または、国内取引における外貨利用制限策を採っている。

これからは、日本企業がアジア事業展開を進めるに依りて、人民元およびアジア通貨と総称される現地通貨を利用してビジネスを進める必要度が高まる。アジアにグループ企業の拠点を複数配置していくような事業展開では、現地法人の採算を重視して、アジアに展開する企業グループ全体として事業の拡大と利益の向上を図るといった事業戦略が採られる。有望市場が広がるアジア諸国では、当該国の消費市場にいか浸透していくか、市場を獲得するためにどのような取引システムを採用するか、どのような決済方法と通貨選択を行う

か、について十分に検討し、当該市場に最適な取引のスキームと決済方法を企業自らが作り上げていく必要がある。こうして、現地日系企業のビジネス展開では、経営の現地化に沿うように、「取引の現地化」「決済・資金調達の現地化」への対応が重要となる。

(2) 自由貿易圏の拡大を活用する

15年10月に TPP (環太平洋経済連携協定) の大枠合意を見たがいま、アジアビジネスにおいて最も注目されているのは、ベトナム、マレーシア、シンガポールである。この3カ国は ASEAN の FTA である AFTA の加盟国であり、同時に「中国・ASEAN」FTA の構成国でもあり、かつ、TPP の参加国である。TPP が成立すれば、ベトナム、マレーシア、シンガポールのいずれかに立地する企業は、原産地規則を満たすことを条件に、AFTA、「中国・ASEAN」、TPP いずれの FTA 特恵税率をも活用することができるので、貿易、ビジネス上の優位性が高まる。中国、アジアにおける FTA ネットワークの広がり、アジアビジネスそのものの在り方を変化させつつあるという認識を持つことが肝要となろう。

SPECIAL REPORT

TPP 大筋合意と AEC 発足—日本企業 のビジネスチャンス

石川幸一

亜細亜大学アジア研究所教授

難航していた TPP 交渉は 10 月 5 日に大筋合意した。人口で世界の 1 割、GDP で世界の 4 割を占めるメガ FTA が出現することになる。自由化率は工業製品が 99.9%、農林水産品は日本を除くと平均 98.5%に達し、高い自由化率を実現した。ルール分野でも国有企業など新たな分野を含め知的財産、サービス、投資、電子商取引、労働、環境など多くの分野を対象としており、21 世紀の FTA というべき内容となっている。

TPP により日本の FTA は新しい次元に入った。日本の FTA カバー率は 22.3%から 37.2%に高まり、自由化率は 80%代後半から 95.1%に上昇した。日本にとり TPP は米国との FTA が出来たことを意味し、米国との FTA がある韓国に対する不利が是正された。11 カ国の自由化率は農水産品を含めても 99%台に達しており、工業製品だけでなく農水産品の市場アクセスも大きく改善された。TPP 参加国が今後増えることは確実である。また、アジアのもう一つのメガ FTA である RCEP の交渉も加速されるだろう。

高く評価できる TPP 大筋合意

TPP (環太平洋経済連携協定) の交渉は、2015 年 10 月 5 日アトランタでの閣僚会議で大筋合意した。交渉が始まったのは 10 年 3 月だから 5 年半を要したことになる。TPP は、06 年に発効した P4 (シンガポール、ニュージーランド、チリ、

ブルネイ) を発展させた FTA であり、08 年の米国の参加表明以降注目を集めていた。交渉開始時の 8 カ国 (P4 プラス米国、豪州、ベトナム、ペルー) から現在は 12 カ国 (マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が参加) が増えていた。日本は 13 年 7 月から交渉に参加した。TPP は極めて高いレベルの自由化と新たなルールを作る 21 世紀の FTA を目標に交渉

が行われてきた。

最初に目標が実現できたのか、政府が発表した大筋合意の概要により見てみよう^{注1)}。まず最も基本となる物品の貿易では、工業製品の自由化率は日本が 100%でその他 11 カ国の平均は 99.9%である。農林水産品は日本が 81%と低いが、他の 11 カ国の平均は 98.5%となっている。全品目の自由化率は、日本は 95.1%

1%であり、その他の国は公表されていないが 99%を超えると考えられる。高いレベルの自由化という目標は実現できたと評価できる。留意が必要なのは、97~99%前後の自由化率は日本を除く先進国では普通であり、TPP が例外的に高いわけではないことだ。ただし、ベトナム、マレーシアが先進国を含む FTA でこのような高い自由化を受け入れたことは驚嘆に値する。経済改革を恐れない成長への強い意志を感じさせる。

ルールの分野では、今までの FTA でのルールをベースに新たなルールを含め、多様な分野を対象とするルールを定めており、ルール創りの点でも目標を実現したと評価できる。知的財産、国有企業、電子商取引、労働、環境などでは新たなルールが盛り込まれている。他の FTA ではすでに採用されているが、日本やアジアの国には新たなルールとなったものも多い (原産地証明の自己証明制度、著作権など)。

次に、大筋合意は、各国の主張を取り入れたバランスの取れた内容になっている。たとえば、バイオ製剤のデータ保存期間は米国主張の 12 年と豪州などの主張する 5 年の間の 8 年となった。国有企業への政府の支援

表 オバマ大統領の TPP についての声明のポイント

- 米国の労働者とビジネスにとっての平等な競争条件 (level playing field)
- 中国のような国にグローバル経済のルールを書かせることはできない
- 我々がルールを書き、労働者を保護し、環境を保全する高いルールを決めながら米国製品に新しい市場を開く
- 労働と環境について歴史上最も強い約束を行い、この約束は過去の協定と異なり強制できる (enforceable)
- 自由でオープンなインターネット
- パートナーおよび同盟国との戦略的関係を強化する

(出所) The White House Office of the Press Secretary, "Statement of the President on the Trans-Pacific Partnership", October 05, 2015

は規制されるが除外が認められ、繊維の原産地規則のヤーンフォワードについても例外（供給不足の物品一覧表）が認められた。産業界の要求により強硬な主張を行っていた米国が最後に妥協したことによる。米国主

TPPの意義―21世紀の通商ルール

導といわれた TPP 交渉だが途上国の主張に折り合せて合意したことは当然とはいえ評価すべきである。

21世紀の FTA に相応しい内容を持つ画期的な FTA である。高い自由化レベルと多様なルールを持つ包括的な FTA であり、アジア太平洋地域の新たな通商秩序を形作り、世界の通商ルールの方向を示す FTA となっている。多くの重要なルールが定められたが、紙幅の制約があるので、国有企業および労働環境について触れておく^{注2)}。

国有企業についての規定は21世紀の FTA に相応しい新たな、そして重要な規定である。これは米国の産業界からの「民間企業と国有企業の」対等な競争条件」の実現という強い要望に応えたものであり、交渉では国有企業の比重の大きいベトナムやマレーシアが反対していた。最終的には、国有企業と TPP 加盟国企業の無差別待遇、国有企業への非商業的な援助^{注3)}の規制などが盛り込まれた。ただし、特定の国有企業を除外することが認められ、日本を含め各国が地方政府の国有企業を

適用除外にしている。「対等な競争条件 (level playing field)」はオバマ大統領の TPP についての声明でも何度も言及されており、米国がいかにも重視したかを物語っている^{注4)}。国有企業の規制は、中国を想定したルールと言われており、中国が将来 TPP 参加交渉を行う場合に重要な交渉事項になるだろう^{注5)}。

次に、労働章と環境章が設けられ、労働者の保護と環境保護の強化が図られていることが重要である。労働では、①ILOの1998年の労働における基本的な原則および権利に関する宣言とその実施に関する措置に述べられている権利（結社の自由、団体交渉権、強制労働の廃止、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別的撤廃など）を自国の法律などで採用・維持すること、②強制労働・児童労働により生産された物品を輸入しないように奨励すること、③最低賃金、労働時間、職業上の安全・健康を規律する法令を定め輸出加工区に適用することが規定された。とくに、②と③は注目すべき規定である。

環境では、①貿易投資を奨励するために環境法令を弱めない、②高い水準の環境の保護と効果的な環境法

令の執行促進、③環境に関する多数国間の協定の約束の確認、④漁業の保存および持続可能な管理に関するルール、⑤野生動物の違法な採捕・取引に関するルールなどが規定された。

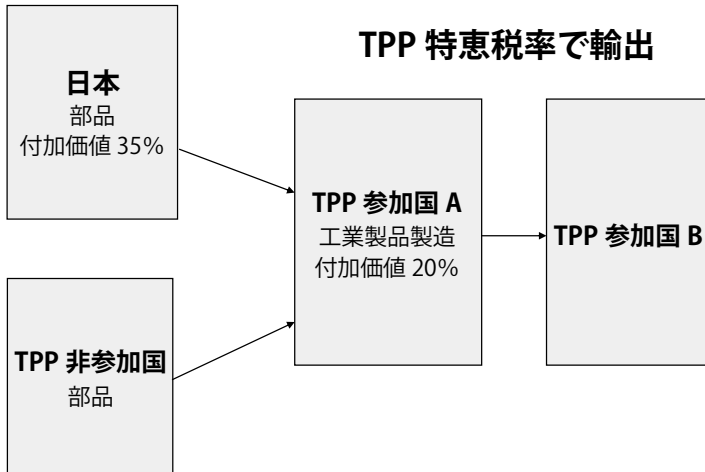
労働と環境の規定は、紛争解決手続きの対象となったことに注目すべきである。オバマ大統領の TPP に関する声明は、「過去の FTA とは異なり、労働と環境の約束は強制力を持った (enforceable)」と述べているように、努力目標ではなく遵守すべき規定となった（表参照）。たとえばベトナムは労働条件を改善する必要があるが、中国が TPP に参加する場合にもこの規定はハードルとなるだろう。

日本に大きなメリット

TPP は日本の FTA 政策を新たな次元に進めた FTA である。日本の FTA の自由化率は 85～89% だった。これは農水産品を例外にしていたためであり、その結果、FTA 相手国は工業製品を例外に出来た。TPP により日本の FTA の足かせを完全ではないが外すことができたとになり、今後の FTA 交渉でも立場が強くなる。95・1%の自由

図 完全累積制度の概念図

原産地規制が付加価値45%の場合、TPP参加国Aの付加価値は20%であるため原産地規制を満たせないが、完全累積制度により日本の付加価値35%を追加し付加価値55%となることにより原産地規制を満たし、B国にTPPの無税という特惠税率で輸出できる。



(出所) 内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の概要」により作成。

化率は大きな前進であるが、先進国の FTA の自由化率は96〜98%程度となっており、やや低いのも事実である。これは、聖域5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源植物)の74%が例外となったためであり、その代償として米国の自動車関税は乗用車25年、トラック30年という超長期関税撤廃期間となった。

日本がTPPで獲得したメリットは非常に大きい。TPPは日本にとり米国とのFTAができたことを意味し、米国とのFTAがある韓国企業に対する不利が是正される。次に、工業製品はTPP全体で99.9%の自由化率となり、関税削減の効果が期待できる。たとえば、米国の自動車部品は品目数87.4%、輸出額81.3%の関税が撤廃される。米国への自動車部品の輸出額は約9000億円、関税は大半が2.5%だから、関税削減額は概算で200億円となる。農水産品(食品を含む)の日本(81%)以外の11カ国の関税撤廃率は、最終的に94.1%(カナダ)から100%(NZ、

ブルネイ、豪州、シンガポール)となる。各国の農水産品の高いレベルの自由化は、日本の農林水産品、食品の輸出の強力な応援となる。この機会を利用して攻め(輸出)を強化すべきである。

サービス貿易の自由化、政府調達の開放、投資自由化と保護、基準・規格(TBT)と検疫(SSS)の透明性向上なども日本企業の国際ビジネスを支援する内容である。

変化するサプライチェーン

現在、製造業企業の競争力は、効率的なサプライチェーンの構築により決まるといわれる。東日本大震災とタイの大洪水が世界の自動車や電子機器の生産に大きく影響したように、国境を越えたサプライチェーンが東アジアを中心に形成されている。そのため、FTAのルールもサプライチェーンの構築を支援する規定を設けるようになってきている。

TPPで重要なのは、原産地規則で完全累積が採用されたことである。FTAは参加国間で関税を撤廃する。関税撤廃の対象となるのは参加国の原産品である。原産品とは何かを決めるのが原産地規則である。農産物や鉱産物は産出国が原産地であるが、多くの部品を輸入して製造する工業製品は本当の原産国を決めるのが難しい。工業製品の原産地規則の二つが生産国での付加価値で決める「付加価値基準」だ。累積とは他のFTA参加国から輸入された部品の価値を生産国での付加価値に加える制度である。完全累積制度は最も寛大な原産地規則であり、TPP参加国で生産された部品はすべて付加価値に計算できる(図参照)。

完全累積制度により、TPP域内のサプライチェーン構築が制度的に容易かつ有利となる。①TPP参加国からの調達の増加、②TPP参加国への原料や部品生産のための投資増加、③TPP不参加国からの生産拠点や調達の参加国への移転などが起き、アジア太平洋のサプライチェーンネットワークが変化する可能性がある。

ASEANとTPP

ASEAN加盟国でTPPに参加しているのは、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの4カ国である。シンガポール、ブルネイはすでに高いレベルの自由化を実現しているが、ベトナムとマレーシアは99%前後の関税撤廃という途上国の

常識では極めて高い自由化を受け入れた。また、ベトナム、マレーシアは国有企業の生産がGDPの約3割を占めるなど国有企業の役割が大きいが、国有企業への規制の強化にも同意した。投資保護、知的財産の保護などを含め、途上国には厳しい面もあるルールを受け入れたことは高く評価できる。

ASEAN4カ国のTPPでの合意は日本企業にも大きな機会とビジネス環境の改善をもたらす。物品の貿易では、二国間FTAでは例外となっていたベトナムの3000cc超の乗用車の高率関税(関税率77%、80%、10年目で撤廃)が撤廃される。米、牛肉、果物、醤油、日本酒などの関税も段階的に撤廃される。日本食が人気のこれらの国への輸出の追い風になる。サービス貿易の自由化でも進展があった。ベトナムでは、日本の小売業の進出の障害となっていた経済需要テスト(出店審査制度)が発効後5年の猶予期間を経て撤廃される。マレーシアでは、コンビニへの外資出資が禁止されたが30%まで出資できるように緩和された。マレーシアでは、外国銀行の支店数の上限拡大(8→16)、②外国銀行の店舗以外の新規ATM設

置制限の原則撤廃など金融自由化も行われた。

ASEANでは、政府調達の開放も大きな成果である。公共工事など政府調達は、WTOの政府調達協定参加国(約40カ国)間では相互に開放していたが、不参加国の政府調達市場は開放されていなかった。TPP参加国で政府調達協定に参加しているのは、日本を含め4カ国(日、米、加、星)に過ぎない。その他の国の政府調達市場はTPPで開放されることになった。とくに、二国間EPAでも開放されていなかったベトナム、マレーシア、ブルネイの政府調達市場が開放されるのは大きい。政府調達市場はGDPの10%とも言われており、インフラ輸出などの効果が期待できる。ASEANは15年末にASEAN経済共同体(AEC)を創設するが、政府調達はAECの目標に含まれていない。ASEAN加盟国(TPP参加国を除く)に開放していない政府調達をASEAN域外のTPP参加国に開放するという「ねじれ現象」が生じることになり、ASEANでの政府調達の開放への影響は必至である。マレーシアはプミプトラ政策(マレー人優遇政策)で政府調達ではマ

レー系企業を優先してきた。マレーシアではTPP反対の声が高まったが、その理由はマレー人優遇政策が撤廃されることへの反対だった。マレーシア政府は政府調達と国営企業ではプミプトラ政策に配慮されていると説明している^{注)}。

TPP参加国は今後増加すると考えられる。TPPに参加していないと米国への輸出で不利になるからだ。早速、インドネシアのジョコ大統領が10月26日に参加意を表明した。タイ、フィリピンは交渉中から関心を表明している。とくに自動車部品を初め中間財の生産でサプライチェーンの重要な位置を占めるタイの動向が注目されている。問題はタイが米務省の人身売買報告書で最低ランクに位置されており、米国の大統領貿易促進権限(TPA)法では最低ランクの国とのFTA交渉が禁止されているからだ^{注)}。

TPP大筋合意により遅れ気味だったRCEP(東アジア包括的経済連携)の交渉が加速されるのは確実である。RCEPには、中国とインドが参加している。インドが高い自由化率に抵抗しており、中韓FTAの自由化率も70%台(10年目)と低い中で、どの程度高いレベルの

自由化率が実現できるのかが課題となる。TPP交渉の合意に貢献した日本のイニシアチブが期待される。



(注1) 大筋合意の概要は、内閣官房TPP政府対策本部が10月5日に発表した「環太平洋パートナーシップ(TPP協定)の概要」が詳細に解説している。
(注2) TPPは全体で31章ある。詳細は大筋合意の概要を参照。
(注3) 贈与や商業ベースよりも有利な条件での貸付などが例示されている。
(注4) The White House Office of the Press Secretary, 『Statement of the President on the Trans-Pacific Partnership』, October 05, 2015
(注5) オバマ大統領の声明では、国有企業の規制と明示していないが、「中国のような国にグローバル経済のルールを書かせることはできない」と述べている。
(注6) ジェトロ通商弘報10月14日付け「TPP大筋合意後も国内配慮の姿勢を堅持(マレーシア)」
(注7) マレーシアは15年版報告書で最低ランクから1段階引き上げられており、TPP交渉に配慮したものと報じられている(15年7月25日付け日本経済新聞「米『マレーシアの人権改善』TPP交渉配慮か」)。

SPECIAL REPORT

ASEAN 経済統合と 平行して進むメコン 地域の連結性向上

蒲田亮平

日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部アジア大洋州課

ASEANの関税障壁がほぼ撤廃されている今日、生産ネットワークの展開の円滑化に向け、物理的・制度的連結性の向上が重要性を増している。メコン地域は大メコン圏(GMS)開発プログラム等により、域内で先駆けて連結性の改善が進んできた。経済回廊の活用で、実際に「タイ・プラス・ワン」による企業進出や、中国との間の工業製品の輸送が見られている。今後一層生産ネットワークを強化するためには生産拠点同士を結ぶ輸送の円滑化が重要であり、さらなる制度的インフラの整備が求められる。

ASEAN経済統合と大メコン圏(GMS)開発プログラム

2015年末に迫ったASEAN経済共同体(AEC)の設立。ASEANはこれを一つの重要なマイルストーンと定義し、14年8月のASEAN経済大臣会合(AEM)において、「ASEANポスト2015ビジョン」に関する「ネジド宣言」を採択した。その中のポストAECに向けた経済統合の目標となる、「2016年から2025年におけるASEAN

経済共同体(AEC2025)」の骨子案において新しい柱として打ち出された分野のひとつが「経済連結性の強化」である。15年1月時点で域内関税撤廃率が95・99%に達し、ベトナムにおける自動車産業等一部の産業分野を除いて実質的に域内関税障壁がなくなった今日、モノの移動を妨げている要因として、非関税障壁および物流の非効率性が指摘されることが多くなった。ASEANは10年に「ASEAN連結性マスタープラン(MPAC)」を打ち出し、物理的・制度的・人と人との連結性強化を

重視する姿勢を鮮明にした。

それを先取りする形で連結性の整備を進めているのがメコン地域である。1992年、アジア開発銀行(ADB)が主導する形でメコン諸国(タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)および中国(雲南省および広西チワン族自治区)の6カ国は大メコン圏(GMS)開発プログラム(以下「GMS」と略称)を発表し、その後20年超に渡り経済回廊整備、越境交通円滑化措置、電源開発及び送電線網整備等を包括的に進めてきた。現在の開発基本計画は、11年12月に採択された「GMS戦略枠組み2012-22(SE)」である。13年12月には同枠組みの中での実施案件を整理した「地域投資枠組み(RIF)」を発表、さらに14年12月に開催されたGMSサミットでは、RIFの当初5年間の優先取組分野を定めた「RIF実施計画(IP)」が採択され、当該実施計画に基づき他分野にまたがる地域開発協力が進められている。なお同実施計画は毎年プログラムレポートが作成され、事業進捗を管理するとともに個別事業の追加・変更・削除が行われることとなる。

メコン地域の最新インフラ (物理的・制度的)開発状況

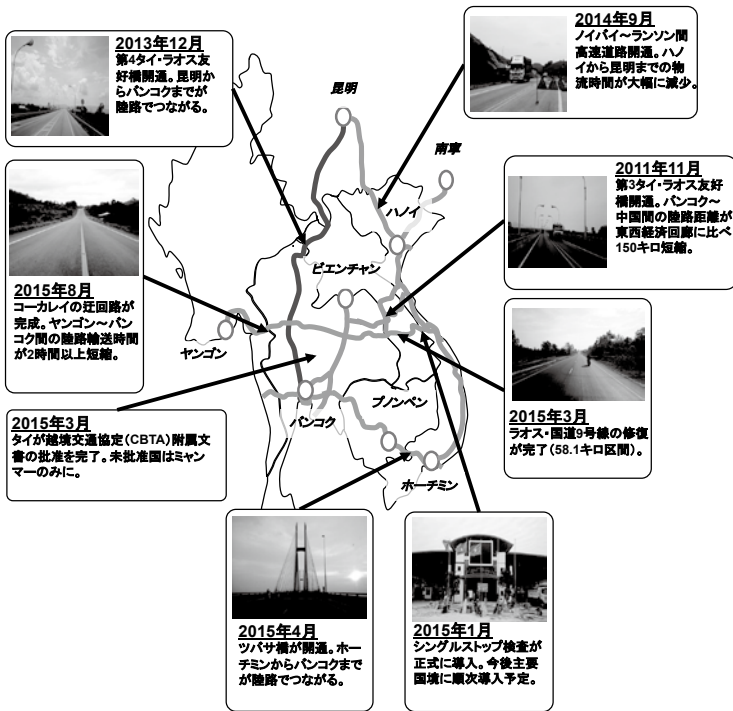
その中で域内企業の生産ネットワークに最も大きい影響を与えてきたのは道

路・港湾等の物流インフラの整備である。近年では13年に南北経済回廊のミッシング・リンクであったタイ・チェンセーンとラオス・ファイサイとの間に第4タイ・ラオス友好橋が建設され、昆明からバンコクまでが陸路で結ばれた他、15年4月には南部経済回廊の同じくミッシング・リンクとなっていたカンボジアのネアツクルン地区にワササ橋が建設され、ホーチミン市からプノンペンまでの物流環境が大きく改善した。また直近では15年8月、東西経済回廊のミャンマー区間である、ミヤワディ・コーカレイまでの迂回路がタイの支援で開通。これまでの山岳路に比べ、同区間の通行時間は2時間以上短縮したとみられる。

同時に改善が進むのは制度的な連結性だ。GMSでは越境交通協定(CBTA)に基づき、品目別輸送規則や貨物検査の同一化(シングル・ストッパ)、登録車両の相互通行規則等の越境交通に関するルール形成が包括的に進められてきたが、15年に入り大きく進展が見られた。その一つが15年1月1日より東西経済回廊のデンスワン(ラオス)・ラオバオ(ベトナム)国境において正式に開始された、シングル・ストップ検査である。これまでは数百メートル離れた税関において、輸出・輸入それぞれの通関を行う必要があったが、同国境においては輸入地側の共通検査場に輸出地側の税関等職員が詰める形で同時に検

南部経済回廊沿いにあるアジアンハイウェイ1号線の看板(カンボジア・15年4月)

図 メコン地域における物理的・制度的インフラ整備事業



(出所) 各種報道等よりジェトロ作成。



南部経済回廊のポイペト国境(カンボジア・15年4月)

(SET) 上場100社のメコン地域への子会社の数は11年の93社から13年には130社へと約4割増加した。なお業種別に見た場合には、中国・タイ企業と日系企業との動きは大きく異なる。前者が電力や地下資源等の獲得を目的とした資源立地型の投資が目立つの比べ、日系企業は特にカンボジア・ラオスにおいて製造業・サービス業の

投資を進めてきた。その中で特徴的なのは、12年以降顕在化した、「タイ・プラス・ワン」と呼ばれる垂直分業体制である。典型的には、タイで行っていた生産工程の中で労働集約的、もしくは低付加価値な工程を一部切り出してラオス・カンボジアの分工場に移管、原材料等を全量タイのマザー工場から供給し、加工後は再び当該工場へと再輸出する形態を取る。この代表的な事例としては、カンボジア・プノンペンに進出したDENSO、南部沿岸回廊沿いの国境の町であるコッコンに進出した矢崎総業やMIKASA、南部経済回廊沿いの国境の町であるポイペトに進出した日本電産などが挙げられよう。またラオスについても、東西経済回廊沿いの町であるサワン・セノの両地区にはNIKKON、トヨタ紡織、アブランス等が進出した他、首都ビエンチャンにも三菱マテリアルが工場を構えている(各社ホームページ)。

登録を行った企業数は、12年6月時点で5034社であったが、

また中国・タイ企業も積極的にメコン地域への進出を進める。「ジェトロ世界貿易投資報告(2015年版)」によると、14年の対内直接投資受入額に占める中国のシェアは、カンボジアで第1位(5億9300万ドル、53.1%)、ラオスで第2位(4億6400万ドル)、ミャンマーで第4位(5億1700万ドル)と高い割合を占める。またタイ開発研究所(TDRI)によると、タイ証券取引所(SET) 上場100社の

メコン地域の経済回廊の整備は、資源立地型企業にとつては資源開発にかかわる生産財の輸入、および資源の輸送を行う重要なインフラとなり、日系企業にとつては主に生産ネットワークの円滑な展開を支える機能を果たしている。また「在アジア・オセアニア日系企業実態調査(14年度調査)」(ジェトロ)によると、カンボジア、ラオス、ミャンマーの進出日系企業の平均現地調達率は10%

査が行われている(ただし検査項目は各税関で異なる)。また15年3月には、タイがCBTAの附属書すべての批准を完了し、ミャンマーを残して加盟5カ国でCBTAの運用が可能となった(図)。今後このようなインフラ整備の最大の裨益者となると考えられるのはミャンマーである。ミャンマーはインフラの整備が他のメコン諸国に比べても大きく遅れており、中国とのつながりを深めるベトナム、「タイ・プラス・ワン」としての投資先として注目を集めるカンボジア、ラオスと比べ、後述するように東ア

アジア地域の生産ネットワークへの参加はまだ見られない。インフラの改善やヤンゴン近郊のティラワ特別経済区の開発などにより、電気電子分野等、国際分業が進む産業でミャンマーへの投資が進むか、注目すべきポイントである。

進むメコン地域への企業進出

ASEAN地域の日本人商工会議所に連合会(FJCCIA)によると

ASEAN地域の物流環境が改善する中、メコン地域への企業進出が進んでいる。ASEAN日本人商工会議所連合会(FJCCIA)によると

15年6月には6525社にまで増加した。うちメコン地域の企業数は同期間で2602社から3595社へと993社増え、全体の増加数の3分の2を占めた。その中でも顕著なのがカンボジア・ラオス・ミャンマー(CLM諸国)の日本人商工会議所への企業登録で、登録数はそれぞれ2.1倍、1.9倍、4.3倍に増加している。

表1 主要陸路国境における貿易品目の変化 (タイ税関)

国境名		2011年度	2014年度
ムクダハン(タイ) = サワンナケート(ラオス)	輸出	HDD用プロセッサ(451.4)	HDD用プロセッサ(390.8)
ナコンパノム(タイ) = ターケーク(ラオス)	輸出	果実(32.7)	大容量記憶装置(239.8)
アランヤプラテート(タイ) = ポイパト(カンボジア)	輸入	鉄くず(39.0)	デジタルカメラ部品(122.8)
クロンヤイ(タイ) = コッコン(カンボジア)	輸入	加工木材(1.0)	ワイヤーハーネス(29.0)
メーソット(タイ) = ミヤワディ(ミャンマー)	輸入	木工品(10.0)	牛・水牛(42.9)
メーサーイ(タイ) = タチレイ(ミャンマー)	輸入	チーク材(2.8)	チーク材(3.2)

(注1) タイの会計年度は前年10月~当年9月。なおクロンヤイ税関のみ2013年度のデータ。

(注2) 括弧内は100万ドル、網掛けは工業製品を示す。

(出所) タイ税関個別データよりジェトロ作成。

表2 主要輸入先別輸入依存度

(単位: %)

	中国		日本		ASEAN	
	2005年	2014年	2005年	2014年	2005年	2014年
タイ	9.4	16.9	22.1	15.6	19.5	19.0
ベトナム	16.0	27.9	11.1	8.8	25.4	16.1
カンボジア	16.6	32.6	3.9	1.9	31.0	30.7

(注) ベトナムは2013年の輸入統計より計算。

(出所) Global Trade Atlasよりジェトロ作成。

タイは、生産ネットワークの新たな広がり、もしくはこれまでの輸送形態の代替手段としての陸路輸送の活性化につながってきた。表1はジェトロがタイ税関から個別にヒアリングした国境別の貿易額から、それぞれの国境における最大の輸出品目/輸入品目を抜き出したものである。なお、ムクダハン、ナコンパノム、メーソットは東西経済回廊およびその関連ルート、アランヤプラテートは南部経済回廊、クロンヤイは南部沿岸回廊、メーサーイは南北経済回廊沿いのタイ側の税関である。ここからは以下3つの特徴が浮かび上がる。まず東西経済

回廊利用の中で全額的に突出しているのは中国とタイとの間のハードディスクドライブ(HDD)の輸送である。これまでも東西経済回廊(ムクダハン(タイ)・サワンナケート(ラオス))・国境、ラオス・国道9号線を通るルート)で輸送が行われてきたが、11年11月、ナコンパノム(タイ)・ターケーク(ラオス)・国境に第3タイ・ラオス友好橋が開通し、ラオス・国道12号線を活用すれば中国・タイとの間の距離が150キロ程度縮まった結果、現在は当該ショートカットルートも積極的にHDDの中国への輸送路として活用されている。次にカンボジアとの間では工業製品の輸送が近年開始されたということが挙げられる。カンボジアとの国境にあたるアランヤプラテート、クロンヤイの両税関では、「タイ・プラス・ワン」等の企業進出が12年以降進んだことから、11年度は二次産品が輸入の最大品目だった一方、直近では工業用品が輸入で最大のシェアを持つようになっている。最後にミャンマーとの間では貿易品目が殆ど変化していないことである。ミャンマーとの国境にあたるメーソット、メーサーイの両税関では、輸入品目がこの3年間でほとんど変化しておらず、引き続き二次産品がやりとりされているにとどまる。カンボジア・ラオスがタイから伸びる生産ネットワークに少しずつ組み込まれ始めているのに比べ、バンコクと最大都市ヤンゴンとの物

理的な距離に加え、インフラ整備が遅れているミャンマーの立ち遅れが目立っている。これまでメコン地域内の生産ネットワークの形成につき主に触れてきたが、欠かすことが出来ないのが各国と中国との経済関係である。比較可能な貿易統計を取ることができるタイ、ベトナム、カンボジアにつき、中国、日本、ASEANからの輸入依存度(全貿易額に占める各国・地域の輸入金額割合)を示したのが表2である。過去10年間、3カ国とも中国からの輸入依存度が高まる一方、対照的に日本からの依存度が低下している。またASEANからの輸入依存度についてはすべて低下しているが、タイ、カンボジアはほとんど変化が見られない一方、ベトナムでは大きく減少している。なおこの動きはほぼASEAN全域で共通する。ASEAN諸国がそれぞれの国の発展段階に合わせて工業化を進める中で、品目こそ違っても、貿易関係で見ると日本に代わり、中国との関係が大きく強化された10年であるということができ

る。ただ留意すべきなのは、このような動きを主導してきたのは日・韓・台湾に代表される多国籍企業であり、中国系・

送可能である
業製品が輸
送可能な
が少なく工
と、振動等
が可能なこ
迅速な輸送
が可能なこ

南部・東西経済回廊で進む工業利用

このような物理的・制度的連結性の向上は、生産ネットワークの新たな広がり、もしくはこれまでの輸送形態の代替手段としての陸路輸送の活性化につながってきた。表1はジェトロがタイ税関から個別にヒアリングした国境別の貿易額から、それぞれの国境における最大の輸出品目/輸入品目を抜き出したものである。なお、ムクダハン、ナコンパノム、メーソットは東西経済回廊およびその関連ルート、アランヤプラテートは南部経済回廊、クロンヤイは南部沿岸回廊、メーサーイは南北経済回廊沿いのタイ側の税関である。ここからは以下3つの特徴が浮かび上がる。まず東西経済

中国との関係深化が進むメコン地域

これまでメコン地域内の生産ネットワークの形成につき主に触れてきたが、欠かすことが出来ないのが各国と中国との経済関係である。比較可能な貿易統計を取ることができるタイ、ベトナム、カンボジアにつき、中国、日本、ASEANからの輸入依存度(全貿易額に占める各国・地域の輸入金額割合)を示したのが表2である。過去10年間、3カ国とも中国からの輸入依存度が高まる一方、対照的に日本からの依存度が低下している。またASEANからの輸入依存度についてはすべて低下しているが、タイ、カンボジアはほとんど変化が見られない一方、ベトナムでは大きく減少している。なおこの動きはほぼASEAN全域で共通する。ASEAN諸国がそれぞれの国の発展段階に合わせて工業化を進める中で、品目こそ違っても、貿易関係で見ると日本に代わり、中国との関係が大きく強化された10年であるということができ

ASEAN系企業の影響は限定的である可能性が高いことである。例えば中国・憑祥（ピンシャン）＝ベトナム・ランソン間では、近年中国からベトナム向けに携帯電話の部品（HS851770およびHS854140）の輸出が急増しているが、これはサムスン電子が08年、ハノイ近郊のバクニン省に、大規模なスマートフォン最終組み立て工場を建設したことに伴い生まれた物流である。また陸路輸送に限らず、貿易関係一般を見た場合には、事務機器用部品（HS843911）のベトナム向け輸出が08年以降大きく増えているが、これは華南地域からハノイ近郊に進出した日系事務機器メーカーが主に調達しているものと考えられる。またメコン地域全体を見ても、先に示したとおり、電気電子産業や一般機械、自動車関連等、広がりのある生産ネットワークを要する産業分野では特に日本企業の投資が多く、中国企業は主に資源立地型の投資に偏る傾向がある。

なおASEAN企業に関しては、一部財閥系企業を中心に製造業関連の直接投資が中国やメコン地域に行われているものの、その動きは限定的で、中国に対する輸出の中心は、天然ゴムや宝飾品に代表されるような一次産品である。例えば15年6月に昆明で行われた中国・南アジア博、9月に南寧で行われた中国・ASEAN博に出席したASEAN企業は、その大半が食品・

伝統産品・宝飾品などを展示していた。生産ネットワークの形成という観点では、地域間の連結性が強化されることで最も裨益をするのは、日系企業を殆どとする多国籍企業なのである。

工業製品の輸送に耐える物流品質を

このようにメコン地域では一部の経済回廊を活用して工業製品が輸送され始めているとはいえ、中国を含めた経済回廊全体での主要貿易品目は飲料や雑貨等の日用品、銅やガソリン等の資源、自動車や建築資材等の生産財のやりとりなど近隣国間で伝統的にやりとりされてきた財が中心で、日系企業が生産ネットワークを支えるような物流水準にはまだ達していない。ジェットロが14年10月から15年6月にかけてメコン地域・日本・シンガポールの117社に対して行ったヒアリング調査では、ビジネス展開



ラオス国内で貨物の積み替えを待つ中国車両（ラオス・15年6月）



賑わいを見せる中国・河口＝ベトナム・ラオカイ国境（ベトナム・15年9月）

上の約400の課題が抽出された。その中で多く挙げられた課題は、通関上の制度的な課題（76件）、労務上の課題（55件）、物流サービスの不足（51件）、物流関連の基礎インフラの未整備（38件）、高額な物流費等物流上の構造的な課題（38件）となり、物流インフラ中でもサービスや通関手続き、不透明な支払い等の制度面のインフラの整備が喫緊の課題であることが改めて浮き彫りになった。例えば物流サービスやインフラ面で、タイと周辺国との差は歴然としている。先述の「タイ・プラス・ワン」の事例の多くがタイとの国境に張り付くように展開しているのも、リードタイムの短縮に加え、タイの相対的に優れた道路インフラや車両、電力等を利用できることが大きい。AECブループリントでは「単二市場・単一生産拠点」の構築が謳われているが、中国・広東省とベトナム・ハノイでの部品・製品の相互供給の事例を除き、工業製品の輸送での経済回廊利用は部分的かつ国境付近に留まっている。陸路輸送面でもASEANはまだ「分断」されているのである。

陸路輸送の物理的・制度的連結性を向上し、生産ネットワークの形成につながるためには、海上輸送の3倍とも言われる高

額な物流費を抑制し、リードタイムの短縮、もしくは定時性を向上させることが必要不可欠であり、税関・道路上の制度運用の透明性を高める努力が求められる。また適切な物流品質の確保のためには、各種ICTシステムを導入した総合的な越境物流センターの整備、非居住者在庫制度（非居住者が当該国で在庫を持ち、供給先の求めに応じて柔軟に部品を納入することを可能にする制度）の導入・運用、物流産業に関する外資出資規制の緩和など、物流環境全般の高度化も同時に進める必要がある。

ASEANがAEC2025で定められた目標に向けて一層地域統合を進展・深化させていく今後10年の間、東アジア地域を含む経済統合は、「メガFTA」と呼ばれる、環太平洋パートナーシップ（TPP）の発効に加え、ASEAN+6カ国の経済統合枠組みである、東アジア地域包括経済連携（RCEP）の合意・発効によりさらに深化することとなる。先に触れたとおり、域内経済統合の進展にも拘わらず、ASEAN諸国相互の貿易依存度は過去10年ほぼ横ばいであった。メガFTAの形成により、一部ASEAN各国間の経済関係に遠心力が働くことが想定される中、同地域におけるASEAN中心性を保つため、一層の地域的連結性の強化が求められる。

TOPICS

急速に成長する中国の
eコマース市場

中国のeコマース市場は現在急速な成長を見せている。インターネットの普及とともに、2002年の重症急性呼吸器症候群(SARS)の感染拡大をきっかけに開始したネット上での販売が徐々に広がり、そこでスマートフォンが普及できさらに火をつけ、06年以降、対前年比40%以上の伸び率で市場の急拡大を見せている。

数多く存在する電子商取引ポータルサイトのなか、「アリババ」が最も高い知名度を誇る。日本にも上陸した「アリババ」は1998年に創業した中国最大の電子商取引ポータルサイトであり、本社は浙江省にあり、中国大陆に販売およびサービスセンター16カ所、香港、日本、米国に支社を持つ。世界220カ国・地域で情報を提供し、中国国内では最も利用されるポータルサイトである。

この中国最強の電子商取引ポータルサイトが03年5月に、当時中国で独走していた個人販売を主とするポータルサイトeBayに真っ向から勝負を挑み、初期投資1億人民元で個人購買ポータルサイト「淘宝网」(Taobao.com)を立ち上げ、その後

伸びる中国の eコマース・ビジネスと 小口貨物物流の動向

町田一兵 明治大学商学部准教授

中国の輸出入の不振および国内の生産過剰により企業の生産活動が曇り空になり始めたなか、ネット販売を中心とするeコマース・ビジネスは数少ない堅調な拡大を維持している分野である。それにあわせ、中国国内の小口貨物の取扱量も継続して大きな伸びを示し、政府の支援策の公表など、物流産業の新しい動きも注目されている。

eコマース拡大に伴い成長する小口貨物物流



04年に3億5000万人民元、05年に10億人民元を追加投資し、国内インターネット購買者から絶大な支持を受け、中国国内でeBayを撤退させ、完勝を収めた。

「淘宝网」が高い知名度を得た秘訣は支払いシステムにある。インターネットによる取引では取引相互が見えないだけに支払いがネックとなっていることを意識し、03年10月にアリババが「支付宝」という独自の支払いシステムを立ち上げ、中国国内大手銀行およびVISAなどとの提携により、支払いの安全性を訴え、取引が不成立の場合の返還保障をつけたことで高い信頼性を得た。

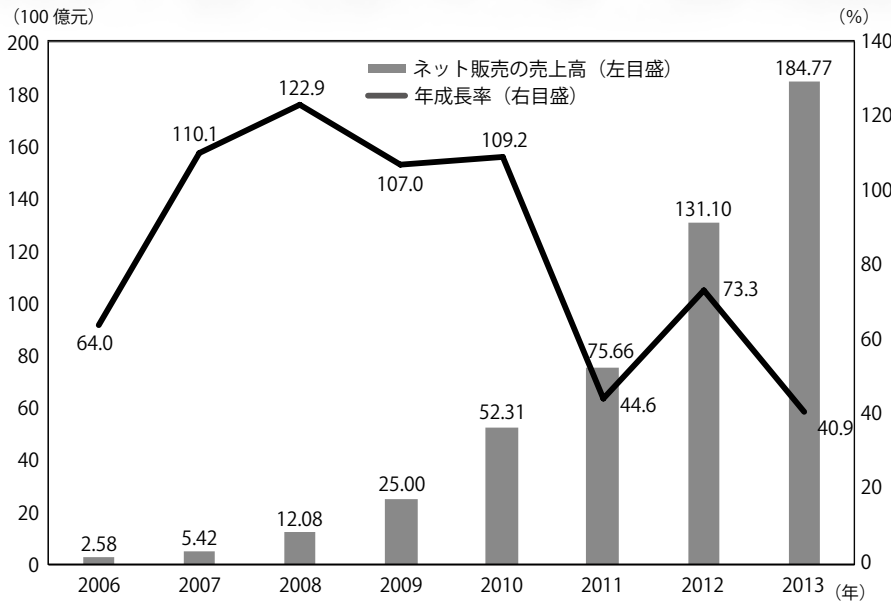
それを踏まえ、12年1月11日、「淘宝网」から従来の事業者による仮想店舗のサイトを分離し、ネット上の仮想モール「天猫」(Tmall)を立ち上げ、「アリババ」が毎年仕掛ける11・11「光棍節」の買物フェスティバル(毎年11月11日に「天猫」に参加する多くのネット販売事業者が期間限定の割引販売を実施)で大きな成績を収めた^{注1)}。

TOPICS

eコマースの拡大に伴う
小口貨物市場の成長

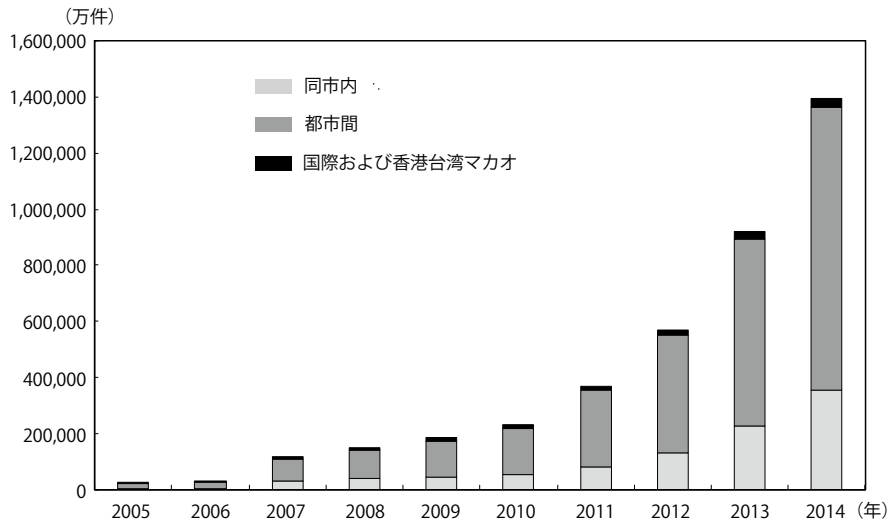
パソコンやスマートフォンの普及が

図1 中国ネット販売市場の売上高および成長率の推移



(出所) China Internet Network Information Center「2013年中国ネット販売市場研究報告」

図2 中国における小口貨物取扱量の推移



(出所)「中国統計年鑑」歴年(中国統計出版社)、「2014年郵政産業発展統計公報」より筆者作成。

ネット販売の普及を後押しすることになり、eコマース・ビジネスの拡大に伴う小口貨物の取扱量も急増した。

うち、最も伸びているのは都市間小口貨物取扱量であり、国内大都市を中心に、都市間交通インフラの整備が進んだことにより、新たな需要が喚起され、中国全体の物流市場が

大の牽引役となっている。

11年と13年を比較すると、2年間で地域別小口貨物取扱量の年間1億件以上に当たる「第一エリア」が東部沿海地域から長江沿岸を中心に内陸まで広がり、その他の地域の取扱量も急速な伸長がみられた。

続く「第二エリア」は沿海から内陸まで幅広く、中部地域の大半およ

び西部地域の一部、総人口の5割強をカバーし、近年交通インフラ整備で最も発展が目覚ましいエリアである。

総じて、第一、第二エリアを中心に小口貨物の流れが急増し、両地域の人口を合わせると、中国総人口の8割をカバーしている。また、東部、中部、西部、東北部のいずれの地域も2桁の成長を見せ、前年比平均伸

び率が5割強など、中西部内陸も今後eコマースの有望な市場として、成長性が高い。

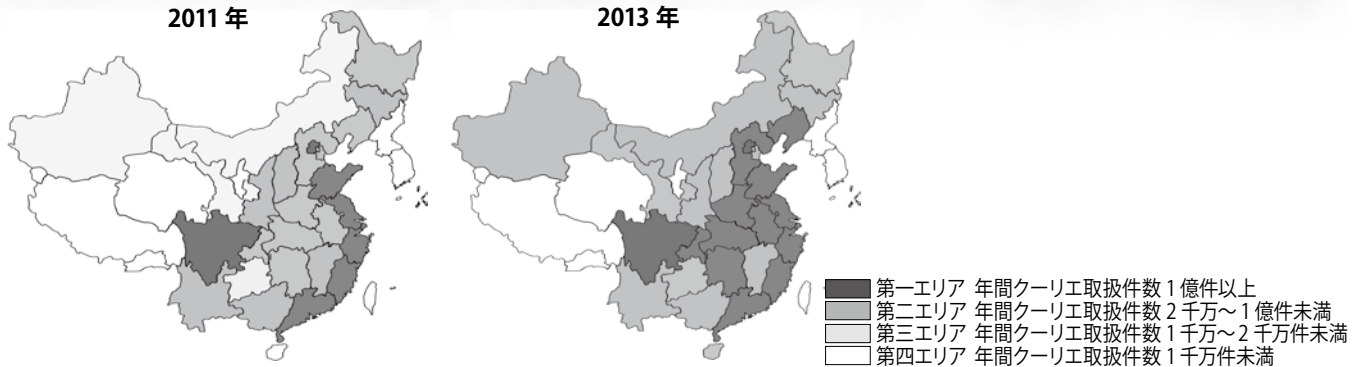
なお、年々高い伸び率を示す小口貨物の取扱量はまた勢いが衰えず、14年の小口貨物取扱実績が新記録の139億6000万件に達した後、15年1~7月までで、すでに101億件に達し(同期比43・9%増)、通年では200億件に達すると予想されるなど、驚異的拡大を続けている。

TOPICS
国家政策の実施でeコマース・ビジネスはさらなる成長に

小口貨物市場の成長拡大に政府も期待を寄せている。15年10月に国務院が「宅配業発展の促進に関する若干の意見」(以下、「意見」)を公表した注。国家レベルでの小口貨物に関するガイドラインの公表は初めて、当該産業および市場の発展を重視する姿勢を示した。

「意見」は小口貨物市場のレベルアップにより、流通プロセスの改善や国

図3 2011年と2013年の省・直轄市・自治区別小口貨物取扱数



(出所)「中国統計年鑑 2012」中国統計出版社 12年9月、「中国統計年鑑 2014」中国統計出版社 14年9月より筆者作成。

内消費の向上を促進する効用がある
と認識し、それにより、流通コスト
の削減、eコマース・ビジネス業務
のサポート、製造および消費への貢
献、新規雇用創出などの役割を期待
した。

それに基づき、事業者の大規
模化の推進、モノのインターネット
(IoT・Internet of
Things)の促進、サービスネ
ットワークの強化、総合交通システ
ムとのリンク、業界の安全監督管理
の効果など、5項目の重点任务を強
化する方針を示した。

こうした政策の後押しが追い風と
なり、中国における小口貨物市場の
動きが一層活発化すると予想される。

他方、eコマース・ビジネスの順
調な伸びにつれ、今後のネックは物流
の対応能力である。中国の輸出入の
不振および国内の生産過剰により企
業の生産活動が曇り空になり始めた
なか、ネット販売の増加による個人
消費の堅調的維持はより重要な課題
になる。そこで中国政府が15年5月
25日に、「全国流通ハブ都市布局計
画2015～2020」(以下、「計
画」)を公表し、これまでの中国国内
交通インフラの整備を踏まえ、下記
の目標を盛り込んだ5カ年計画を明



宅配便配送荷物を積んだ電動バイク

- 示した。
- ・中西部・貧しい地域の総合交通インフラ建設
 - ・コンテナによる一貫輸送、トレーラによるシャーシ輸送、陸海一貫輸送の奨励
 - ・都市物流拠点の効率化
 - ・都市部の輸送車両の効率の向上
 - ・物流業務のアウトソーシング化
 - ・物流園区機能の向上
 - ・コールドチェーンのレベルアップ
 - ・公共倉庫・都市間物流、共同配送3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)、住宅地区の配達拠点の整備
 - ・大規模卸・小売業者による物流センターの整備
 - ・農産物の効率的な輸送



政府は宅配便専用電動三輪車の規範化を予定

・輸出入業務に保税区の役割の向上
同時に、上記目標を達成するため
の基幹となる拠点103カ所(国
家レベル37カ所、広域レベル66カ所)
を指定し、上記拠点の大半をカバ
ーする東西5本、南北3本の基幹回廊
の構想を提示した。

「計画」の実現で中国の人口の大半
を占める都市・地域をカバーするモ
ノの輸送・保管・加工機能が向上し、
eコマース・ビジネスのさらなる発
展につながるだろう。

TOPICS
競争 激化する事業者間の競

モノを流す礎となる交通インフラ
が着々と整備され、市場も拡大する

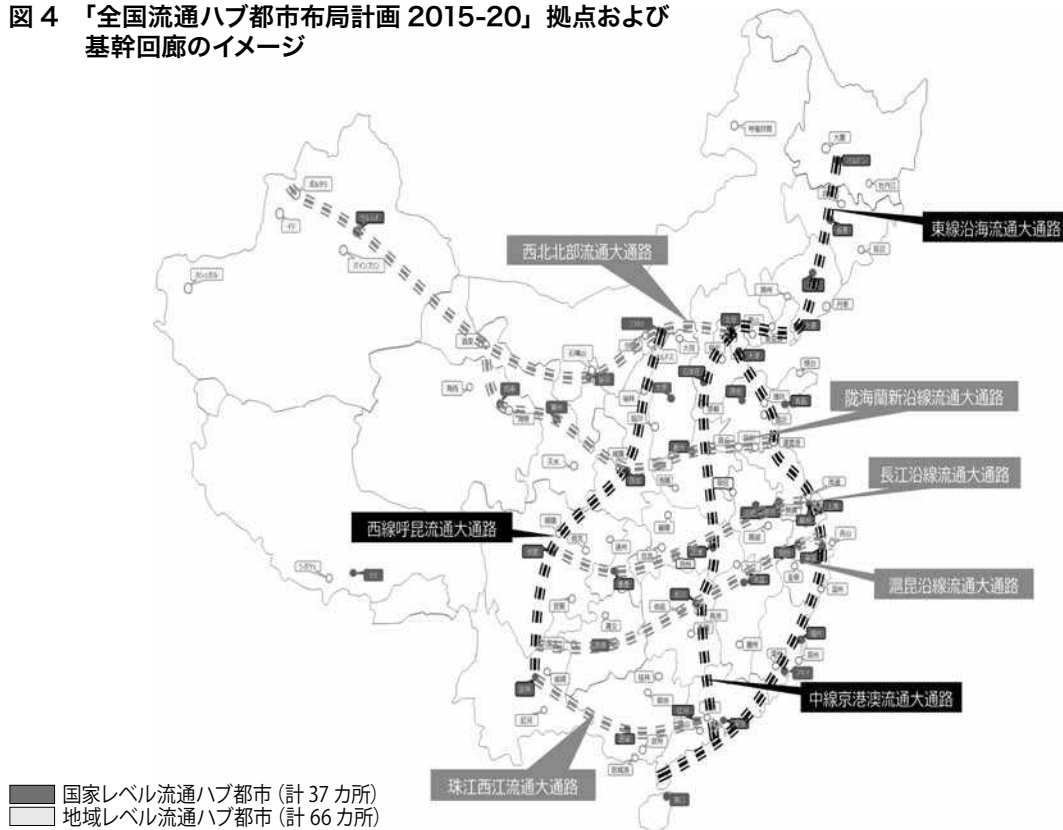
15年に入り、新たな競争は「チャイナポスト」と「順豊」の間に始まった。業界最大手の「チャイナポスト」が社内意思決定の迅速化を図るため、15年4月に従来管轄下にあった全国31省の郵政会社を吸収合併し、子会社としての再編成に乗り出

一方、事業者間の競争もますます激化する。中国でeコマース業務を担う大手小口貨物事業者は外資系のUPS、DHL、国営の「チャイナポスト」の傘下にあるEMS以外に、民間企業では「順豊」、四通一達（申通快遞、圓通速遞、中通快遞、百世匯通、韻達快遞など、民間大手小口貨物輸送会社5社の通称）で集約されつつある。



低温宅配便も活躍

図4 「全国流通ハブ都市布局計画 2015-20」 拠点および基幹回廊のイメージ



(出所)「全国流通ハブ都市布局計画 2015-20」より筆者作成。

した^{注3}。また、国内小口貨物の航空便に加え^{注4}、同年4月から、山東省済南市〜韓国仁川市の貨物便の開設など、国際小口貨物への進出を試みた^{注5}。

それに対し、民間企業で業界最大の「順豊」はEMSを追撃し、航空便の充実に力を入れ始め、すでにチャーター機を含め、40機のフレーターを抱えながら^{注6}、中国国内の主要都市に貨物便を飛ばしているのに加え、20年まで100機体制に

手の「順豊」はEMSを追撃し、航空便の充実に力を入れ始め、すでにチャーター機を含め、40機のフレーターを抱えながら^{注6}、中国国内の主要都市に貨物便を飛ばしているのに加え、20年まで100機体制に拡大する^{注7}。なお、14年の「順豊」の航空貨物取扱量はすでに83万トンに達し、それは中国国内航空貨物輸送量の五分の一に相当する^{注8}。

eコマース市場の拡大とともに小口貨物物流市場の競争がますます激化する一方、中国社会の少子高齢化、所得水準の向上、スマートフォンの普及は、eコマース・ビジネスにさらなる拡張余地をもたらす。それを支える物流事業者にとって、サービスレベルの向上が求められるとともに、市場の寡占化およびネットワークの充実を経て、数年後には海外への本格的進出も夢ではないかもしれない。



(注1) 14年11月11日、アリババグループの当日の売上高が571億1200万元(約1兆1000億円)、注文数が2・78億回まで達した(大河報14年11月12日より)。
 (注2) 「國務院關於促進快遞業發展的若干意見」に基づく。
 (注3) 広州日報15年4月10日
 (注4) 自社保有18機(13年末)
 (注5) 人民日報15年4月13日
 (注6) 自社保有14機(13年末)
 (注7) 中国郵政報15年8月4日
 (注8) 注7に同じ



グローバル自動車メーカーの 中国投資戦略とその背景

■呉 保寧 株式会社現代文化研究所 主任研究員

中国の年間新車需要は世界一で2500万台規模となり、今後最大で3500万台以上に到達する可能性があると見られている。そのため、グローバル自動車メーカー（特に欧米、韓国メーカー）は大規模に投資して生産能力を拡張する計画を相次いで実施している。

一方、自動車生産能力の過剰という議論はあるが、主に軽バンと商用車の過剰であり、乗用車は正常な稼働水準にあり、むしろ合併企業の生産能力は不足していると見られている。

グローバル自動車メーカーの中国投資戦略

近年、中国でのグローバル自動車メーカーの注目される動向としては、販売台数が毎年増加すると同時に、巨額に投資して生産能力を拡張

しようとする計画が相次いで実施されていることが挙げられる。そのうち、特にVW、GMと現代自動車のスケールが非常に大きい（以下、自動車メーカー発表および各種報道により作成。換算レート（15年11月8日現在）：1ドル＝123・15円、1ユーロ＝132・29円、1元＝19・39円）。

① 欧米、韓国メーカー

VW

①14年および直近の中国販売実績
14年は370万台であり、前年比13・15%増だった。15年1～9月は270万台。

②近年の中国投資戦略

○VW中国全体：VWのマルチン・ヴァンターコロン取締役会長は15年4月に「中国自動車産業の歴史において、最大級の投資プログラムを実行する」と宣言したことがあり、10

月、VWは中国事業を拡大するため19年までに220億ユーロ（約2兆9104億円）投じる計画を堅持することも報道されていた。排ガス不正への対応でコスト削減を余儀なくされている状況の中で、こうした影響を和らげる上で最大市場である中国の重要性が浮き彫りとなった。具体的には、VWは15年と16年に中国で販売するモデルの約70%のアップグレードを進め、30を超える新モデルを導入する。また、生産能力の増強にも取り組み、14年の300万台強から少なくとも500万台への引き上げを目指している。

○一汽VW：天津市と山東省青島市でそれぞれ年間生産能力が50万台規模の新工場を建設する。投資額は合わせて20億ユーロ（約2・646億円）の計画であり、17～18年の操業開始を目指す。

○上海VW：年産30万台の長沙工場を15年5月に稼働させ、売れ筋モデルであるラビダの新型車を生産する。また、主力である上海安亭工場を改造し、新エネ車等を生産する予定。

GM

①14年および直近の中国販売実績
14年は354万台であり、前年比12・03%増だった。15年1～9月は過去同期最高の249万台に達成。

②近年の中国投資戦略

○GM中国全体：18年までに合併企業3社（上海GM、上汽GM五菱汽車、一汽GM軽型商用車）を通じて140億ドル（約1兆7241億円）を投資し、主に中国向けの新型車の開発や生産能力の増強に充てる予定。そのうち、6工場（自動車組立工場4カ所とエン

ジン工場2カ所)を新設し、年間販売台数を現在の300万台強から500万台へと引き上げる方針。GMのメアリー・バラ最高経営責任者(CEO)は、「すべての事業において、中国がGMの世界規模での成功に、大きな役割を果たしている」と語り、世界自動車販売トップの座の獲得に向けて、中国市場を依然として最重要視している姿勢を強調にした。

○上海GM:前記計画の一環として、投資額が70億元(約1357億円)で、年産能力24万台(第1期プロジェクト)を備える武漢工場を15年1月に稼働させ、ビュイックの中国主力車エクセルを生産する。上海GMにとつて、上海市浦東新区、山東省煙台市、遼寧省瀋陽市に続く4カ所目の乗用車工場となる。同時に投資額が75億元(約1454億円)で、年産能力24万台の武漢工場第2期プロジェクトが着工され、17年の完成操業開始を目指している。完成すれば乗用車やSUV等多くの車種の生産が可能となり、武漢工場全体の生産能力は48万台となる。また、完成車と合わせ、パワートレイン工場の建設も計画されており、投資額は約10億元(約193億9000万

円)となる見込み。

フォード

①14年および直近の中国販売実績
14年は111万台であり、前年比18・09%増だった。15年1~9月は79万台。

②近年の中国投資戦略

○フォード中国全体:15年10月から5年間で114億元(約2210億円)を投じる。

○長安フォード:投資額が7億6000万ドル(約936億円)で、年産能力が25万台を備える杭州工場を15年3月に稼働させた。

現代自動車

①14年および直近の中国販売実績
14年は184万台であり、前年



中国メーカーも生産能力拡大計画を実施。北京汽車は15万台の工場を建設し、将来的には30万台まで拡張する予定(14年8月北京にて筆者撮影)

比15%増だった。15年1~9月は112万台。

②近年の中国投資戦略

○北京現代:河北省滄州市に年産30万台規模の4カ所目の工場を、重慶市に年産30万台規模の5カ所目の工場を18年までに建設する。

○東風悦達起亜:16年には15万台の増産を可能にする作業を進めている。

(2)日系メーカー

トヨタ

①14年および直近の中国販売実績
14年は103万台であり、前年比11・96%増だった。15年1~9月は79万台。

②近年の中国投資戦略

○广汽トヨタ:小型車ヤリスを年間10万台生産する工場を広州市で新設し、18年の稼働を目指す。

○天津一汽トヨタ:年間10万台程度の生産能力を見込む工場を天津市で建設し、18~19年に稼働を始める方向で調整しており、低燃費の乗用車を生産する。

日産

①14年および直近の中国販売実績
14年122万台であり、前年比3・94%減だった。15年1~9月は86万台。

②近年の中国投資戦略

○東風日産:投資額が50億元(約970億円)で、年間生産能力が15万台の大連工場は14年10月に稼働した。SUVエクストレイルを生産する。今後の第2段階完了時には、年間の総生産能力が30万台へ拡大する見通し。

ホンダ

①14年および直近の中国販売実績
86万台。前年比13・16%増だった。15年1~9月は69万台。

②近年の中国投資戦略

○广汽ホンダ:投資額が3億6000万元(約690億円)で、年産能力12万台の第3工場となる増城工場は15年10月に稼働した。今後、24万台規模までに生産能力を拡大する予定。

○東風ホンダ:武漢市で建設する予定の新工場は、投資額が52億元(約1008億円)、年産能力が24万台になり、20年までに全体完成する見込み。SUVやエコカーなど少なくとも新型5車種を生産する見通し。

中国投資戦略とその背景

各社の中国市場に対する依存度と中国の自動車産業の将来性は、前記のグローバル自動車メーカーの中国

投資戦略に裏付けを与えている。

(1) 各社の中国市場に対する依存度

①中国依存度が30%以上

14年の世界販売台数において、VWが1014万台、GMが992万台になっており、前記のそれぞれの中国販売実績で計算すると、両社の中国依存度がともに36%になっていることが明らかになる。

②中国依存度が20%以上

現代自動車の14年世界販売台数は800万台、日産は531万台だったが、両社の中国依存度は同様に23%になっている。

③中国依存度が10%以上

トヨタ、フォードとホンダの14年世界販売台数はそれぞれ1023万台、632万台と451万台だったが、3社の中国依存度は10%、18%と19%になっている。

(2) 中国自動車産業の将来性

①現状

中国汽車工業協会(CAAM)によると、中国の14年新車販売台数は史上最高記録を更新して2349万台で世界1位の座を維持し、前年比6・9%増になっている。ちなみに、同年の世界販売台数2位と3位は米国と日本になり、それぞれ1652万台と556万台であつ



北京市中心部の二輪車事情 (15年8月北京にて筆者撮影)

た。

CAAMが15年10月13日に発表したデータによると、中国の15年1〜9月新車販売台数はすでに1706万台に達しており、前年比0・3%増。通年では前年実績を上回ると筆者は見込んでいる。

②将来予測

まず、全体の保有台数について、最大で4億台規模に到達する可能性があると思われる。「新浪汽車」15年10月21日付記事によると、「清華大学教授が率いるチームはこの数年、中国自動車保有台数の上限について試算し、いったんは1億5000万台としたものの、その後、3億台に修正している。上限

に達する時期は2025年、もしくは2030年という」「政府系研究機関である中国汽車技術研究中心(CATARC)の専門家の研究によると、中国の自動車保有台数は

様々な資源の制約があるが、(中略)3億9000万台にのぼることになる」「工業和信息化部は以前、中国の自動車保有台数は20年には2億台を超えるると予測した。毎年の純増を1500万台と控えめに見積もつても、18年末には2億台を超えるだろう。ちなみに、国家統計局によると、14年の自動車保有台数実績は、1億4475万台になっている。

次に、年間新車需要について、最大で3000万台以上に到達する可能性があると思われる。「中国汽車報」は15年10月21日、CATARCの20年予測レポートを次のとおり発表した。「今後5年間で中国の自動車市場は低い水準での伸びを維持し、年平均の伸びは3・8%前後となるだろう。マクロ経済は17年には好転して底を打ち、20年の市場規模は2876万台に達するだろう」。

日頃、筆者と中国自動車業界関係者の交流では、中国自動車市場規模の上限について、「3000万台」

とやや保守的な数字から、「4500万台」と楽観的な論調まで聞こえている。

「最大で3500万台に到達する可能性がある」とは筆者の持論である。主な理由は次のとおり。まず第1に、1000人当たりの自動車保有率である。日本自動車工業会によると、12年世界平均の保有率158台だった。これに対して、国家統計局が15年2月26日に公表した「14年国民経済・社会発展統計公報」の14年保有率は105・8台であり、世界平均とはまだ距離がある。第2に、中古車の取引台数である。中古車の取引が盛んに行われていけば、新車の下取りを通じて、新車販売を後押しするとされている。先進国では、中古車の取引台数が新車販売台数を上回ることが一般的である。例えば、日本の場合、13年と14年新車販売の538万台と556万台に対して、中古車取引台数が689万台と684万台だった。ただし、中国の場合、13年と14年新車販売の2198万台と2349万台に対して、中古車取引台数はいずれも新車販売台数の4分の1程度にとどまっている。15年は中国の中古車取引が飛躍的な発展をとり、1000

中国の自動車生産能力過剰問題

万台時代を迎える可能性があるといわれているが、それにしても新車販売台数の2分の1程度にも到達しない。中国政府と業界は中古車取引制度・環境の整備に力を入れようとの動きがあるため、中国汽流通協会は15年6月30日の発表によると、「19年か20年には2000万台の取引規模に達するだろう」としている。第3に、二輪車の需要と保有がある。

C A A Mの前記発表によると、15年1～9月の中国の二輪車販売台数は1427万台に達した。また、二輪車の保有台数は1億3000万台になるようである。そのほか、1000万台の農業用車（含むトラクター）および1億台以上の電動車（二輪と三輪）が使用中であるといわれており、これら保有者の大半は、自動車の潜在的ユーザーといっても過言ではないだろう。

「チャイナリスク」を回避するために、中国市場に対する依存度を抑制する考え方があふれている。これは間違っていない。一方、自動車業界では、V W、G Mと現代自動車は大規模な投資を行って生産能力を確保したうえで、需要のあるうちにできる限り市場を取り囲もうとすることも一つの選択と言えよう。

日本では最近、中国の生産能力は前年より2割以上多い計約5000万台に増加する見通しであり、2500万台の需要を差し引けば、約2500万台が生産能力過剰になると報道・議論されているようである。

一方、C A A M責任者の15年6月16日付発言によると、「C A A Mが14年末時点で集計した中国自動車産業の生産能力は3100万台。正常な水準であり、全体的な過剰にはなっていない」としており、また、著名な自動車アナリストの15年5月19日付発言によると、「一部の



鄭州市は中部屈指の大都市だが、本格的モータリゼーションはこれから（13年7月鄭州市にて筆者撮影）

政府部門は長年にわたり、自動車の生産能力が過剰であるとあえて宣伝してきた。その狙いは、自身の自動車プロジェクトに対する許認可権限を必要以上に強化するためである。（中略）米国の自動車登録台数は、1986年が1594万台で、14年は1653万台に達したが、20年間それほど変化がなく、同じ水準に維持されている。この過程で、メーカーの新工場建設は止まっている。一方、中国の自動車市場はピークにはまだほど遠く、5000万台でも足りない可能性がある。中国の自動車保有台数はなお非常に少なく、1000人当たりわずか100台に過ぎない。米国の8分の1であ

る。仮に米国の半分としても、中国の自動車保有台数は5億6000万台にのぼり、現在の保有台数の4倍となる。市場発展の可能性はきわめて大きく、生産能力の過剰を懸念する必要はない」としている。

直近では、C A T A R C情報研究所の責任者も15年10月31日に同様な見解を示しており、さらに「乗用車の生産能力の稼働率は80%であり、基本的に合理的な水準にある。一方、軽バンの生産能力の稼働率はわずか63%であり、過剰のリスクが存在している。商用車の生産能力の稼働率は70%であり、やや低水準にある」と具体的に分析した。

筆者はC A A MとC A T A R Cの見方は実態に近いのではないかと認識している。中国経済の減速によって、自動車メーカー各社工場の稼働率低下、生産能力過剰の現象は短期的に目立つことになるが、長期的な中国自動車市場の旺盛な需要に対して、特に合弁企業の生産能力は全体的に不足しているのではないかと見ている。この見方はグローバル自動車メーカーが中国投資拡大戦略を推進する原因ともなり、目的ともなっている。

聖域なき虎退治

法治徹底と日中経済交流への影響

●日中経済協会北京事務所副所長 高見澤 学

国慶節明けの2015年10月8日、我々にとってショッキングなニュースが中国メディアに流れた。福建省の蘇樹林省長が重大な規律違反の容疑で中央規律検査委員会の調査を受けているという。6月に日中経済協会福建省訪問団が福州を訪れた際に、蘇省長と会見したばかりだったからだ。

12年11月開催の中国共産党第18期中央委員会第1回全体会議での決議を受け、翌13年3月開催の第12期全国人民代表大会（全人代）で習近平国家主席を中心とする新たな指導体制が成立した。この新たな政権の下では、法による統治（「依法治国」）、すなわち徹底した法治国家への移行を目指し、これまで不透明な部分が多かった官僚組織の非合法的な部分にメスを入れる反腐敗の動きが活発化した。以降、政権基盤の安定化とも相俟って、従来にも増して厳しい取り締まりが行われている。

これにより、多くの高官がその地位を追われ（落馬し）、その中には日本と深い関係にある者も少なくない。そのため、これまで培ってきた経済交流面での人脈が絶たれる可能性もあり、今後の動静に注目せざるを得ない。

虎と大虎

中国での反腐敗に関する報道をみると、「打虎（虎退治）」という表現をよく目にする。これはいわゆる高級幹部の取り締まりを示すもので、「虎」は主に「省部级幹部」と呼ばれる役職以上にある高官を指す。

省部级幹部とは、中央政府レベルでは、国務院組成部門や直属機構等の各部・委員会・局の正副の部長、主任、局長などで、地方レベルでは各省（市区）の正副の書記、省長（市長、主席）、人大主任、副主任、政治協商会議の主席、副主席が対象とされる。こうした役職者の中には、共産党中央委員や中央候補委員になっている者も少なくない。

い。

また、「虎」の中でも「大虎」と呼ばれる高位の幹部も今回の取り調べの対象となっている。この「大虎」は「副

国級国家指導者」と呼ばれる指導者を指し、中央政府の役職でいえば「四副二高」、すなわち国家副主席、全人代副委員長、国務院副総理、全国政協

会議副主席（以上が四副）、最高人民法院院長、最高人民検察院檢察長（以上が二高）で、さらに政府の役職とは別に共産党中央組織では中央政治局委員、同書記処書記、中央軍事委員会副主席、中央紀律検査委員会書記がこれに該当する（図表1）。

従来、建国や党運営への功績を重視する意味からも、取り締まり対象にな

らないとされた中央政治局常務委員経験者だが、今回の反腐敗に対する措置では、習近平主席は聖域を設けず「虎もハエも一緒に叩く」と明言し、超大物から下層幹部までが厳しい取り調べの対象となっている。

大虎退治

大虎への取り調べについて、12年11月の中国共産党第18回全国代表大会（18大会）以降では、周永康、薄熙来、徐才厚、郭伯雄、令計画、蘇栄の6人がこれに該当する（図表2）。周、薄、徐郭の4人は政治局委員以上の経歴を有し、令、蘇の2人は全国政協会議副主席を、うち令は17期中央書記処書記を務めた。

図表1 国家級・地方級指導者分類

副国級国家指導者 (四副二高)	政府機関		共産党		大虎
	四副	二高			
	国家副主席 全人大副委員長 国務院副総理 全国政協会議副主席	最高人民法院院長 最高人民検察院檢察長	中央政治局委員 中央書記処書記 中央軍事委員会副主席 中央紀律検査委員会副書記		
省部级幹部	中央		地方		虎
	部長 委員会主任 局長 関長	副部長 委員会副主任 副局長 副関長	書記 省長 市長(直轄市) 自治区主席 人大主任 政協主席	副書記 副省長 副市長(直轄市) 自治区副主任 人大副主任 政協副主席	

(出所) 各種報道より筆者作成。

(1) 前例なき超大虎

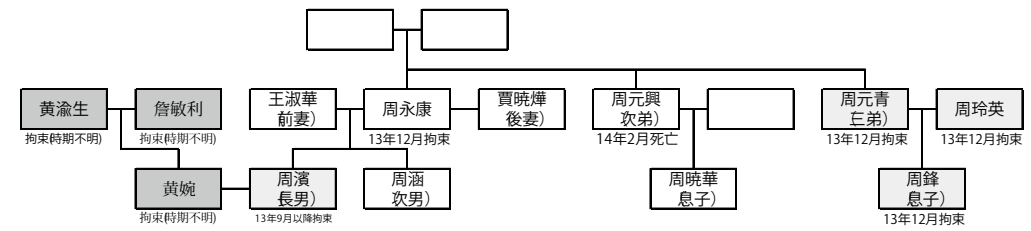
大虎の中でも周永康（1942年江蘇省生まれ）は大物中の超大物である。中国石油天然ガス総公司総経理、国土资源部長、四川省委書記、公安部長、国務委員等の役職を歴任し、また、共産党第15、16、17期では中央委員、うち16期と17期では政治局委員、さらに17期では最高指導層トップ9の政治局常務委員を務めた。

18大会後、周永康に対する捜査当局の調査が水面下で行われていたようで、13年11月の教育家・王承緒の告別式に出席したのを最後にメディアから姿を消した。当時の状況から推測するに、13年末には拘束され、尋問など取り調

図表2 18大会以降調査対象となった副国級国家指導者

氏名	生年	出生地	共産党経歴	政府経歴	調査開始	容疑	判決時期	確定判決
周永康	1942年	江蘇	17期政治局常務委 中央政法委員会書記	元国務委員 元公安部長	2013年12月	収賄等	2015年6月	無期懲役
薄熙来	1949年	山西	17期政治局委員	重慶市委書記 元商務部長	2012年4月	収賄等	2013年10月	無期懲役
郭伯雄	1942年	陝西	16・17期政治局委員 元中央軍事委員会副副主席	元国家中央軍事委員会 副主席	2015年4月	収賄		
徐才厚	1943年	遼寧	17期政治局委員 元中央軍事委員会副副主席	元国家中央軍事委員会 副主席	2014年3月	2015年3月死亡のため不起訴		
令計画	1959年	山西	17・18期中央委員 中央書記処書記	全国政協会議副主席	2014年12月	収賄		
蘇榮	1948年	吉林	16・17期中央委員	全国政協会議副主席	2014年6月	収賄		

図表3 周永康家族・親族関係図



(出所) 図表2、3とも各種報道より筆者作成。

周永康をめぐる、最初にメスが入ったのは権力基盤の一つ、四川省である。彼の側近とされていた元四川省副書記・元成都市書記の李春城（12年12月取り調べ、14年4月党籍はく奪、15年10月判決、懲役13年、資産没収100万元）、四川省文学芸術界聯合会（文聯）主席・元四川省副書記・元四川省人大常務委員会副主席の郭永祥（13年6月取り調べ、15年10月判決、懲役20年、財産没収200万元）、元四川省政協会議主席（16期中央紀

律検査委員、17期中央候補委員）の李崇禧（13年12月取り調べ、14年9月党籍はく奪）等の省部級幹部が相次いで捕まった。また、同時に、国有石油会社の経営層にも捜査の手が及び、崑崙能源有限公司（以下「中国石油集团」）副総経理の李華林（13年8月取り調べ、現在捜査中）、中国石油集团副総経理（大慶油田有限責任公司総経理兼務、18期中央候補委員）の王永春（13年8月取り調べ、14年10月党籍はく奪）、国有資産監督管理委員会主任・元中国石油集团董事長（17期中央候補委員、18期中央委員）の蔣潔敏（13年9月取り調べ、14年10月党籍はく奪、15年10月判決、懲役16年、資産没収100万元）、元中国海洋石油總公司（CNOOC）幹部でその後独立したビジネスマンの米曉東（周濱とビジネス関係、13年国慶節前後に拘束）などもその地位を追われている。

このように、本命の周永康に直接捜査の手が及ぶまでに、まず四川省や石油業界等の外堀が埋められる形が作られ、周永康の取り調べが始まると同時に、彼の家族や親族も捜査の対象として拘束者が続出した。周永康の家族・親族では、長男の周濱（北京中旭陽光能源科技株式公司元董事長、13年9月末以降拘束、14年7月逮捕）とその妻・黄婉、周濱の義母・詹敏利（北京中旭陽光能源科技株式公司監事会成員）と

また、前述の郭永祥、李華林、沈定成とともに、周永康の「秘書四人組」と称された海南省副省長の載文林（地質鉱産部、国土资源部、四川省、公安部、再度国土资源部を経て海南省海口市市長、海南省副省長）に対しても14年2月に、さらに公安および政法関係者として元中央政法委弁公室副主任の余剛、元公安部警衛局正師職参謀の談紅のいずれも、14年7月に取り調べが行われている。

(2) 続く大虎退治
周永康に続く大物といえば、重慶市委書記を務めていた薄熙来（1949年山西省生まれ）である。父親は建国功労者の一人で元国務院副総経理の薄一波で、薄熙来自身はいわゆる太子党である。大連市長、遼寧省長、商務部長を歴任、共産党第16、17期で中央委員、うち17期では中央政治局委員に任命さ

べが始まっていたといわれている。その後、14年7月29日に中国共産党中央が周永康の重大な規律違反に対する中央紀律検査委員会による立件に向けた審査開始を決定、同年12月には収賄の容疑が固まったとして党籍をはく奪、15年6月に第一審で無期懲役の判決が言い渡された。

さすがに政治局常務委員を務めた大物であり、報道からも中国政府による情報の取り扱いはかなり慎重であったことが分かる。彼の経歴から、資源分野、四川省、公安・情報部門など、彼の影響力が幅広い範囲に及ぶために、本人の拘束に至るまでには、丹念な捜査と慎重な情報管理が求められたことだろう。

また、同時に、国有石油会社の経営層にも捜査の手が及び、崑崙能源有限公司（以下「中国石油集团」）副総経理の李華林（13年8月取り調べ、現在捜査中）、中国石油集团副総経理（大慶油田有限責任公司総経理兼務、18期中央候補委員）の王永春（13年8月取り調べ、14年10月党籍はく奪）、国有資産監督管理委員会主任・元中国石油集团董事長（17期中央候補委員、18期中央委員）の蔣潔敏（13年9月取り調べ、14年10月党籍はく奪、15年10月判決、懲役16年、資産没収100万元）、元中国海洋石油總公司（CNOOC）幹部でその後独立したビジネスマンの米曉東（周濱とビジネス関係、13年国慶節前後に拘束）などもその地位を追われている。

また、前述の郭永祥、李華林、沈定成とともに、周永康の「秘書四人組」と称された海南省副省長の載文林（地質鉱産部、国土资源部、四川省、公安部、再度国土资源部を経て海南省海口市市長、海南省副省長）に対しても14年2月に、さらに公安および政法関係者として元中央政法委弁公室副主任の余剛、元公安部警衛局正師職参謀の談紅のいずれも、14年7月に取り調べが行われている。

(2) 続く大虎退治
周永康に続く大物といえば、重慶市委書記を務めていた薄熙来（1949年山西省生まれ）である。父親は建国功労者の一人で元国務院副総経理の薄一波で、薄熙来自身はいわゆる太子党である。大連市長、遼寧省長、商務部長を歴任、共産党第16、17期で中央委員、うち17期では中央政治局委員に任命さ

図表4 18期中央委員及び中央候補委員取り調べ対象者

氏名	生年	出生地	主要役職	取り調べ	容疑	党籍はく奪
第18期中央委員						
蔣潔敏	1955年	山東	国有資産監督管理委員会主任	2013年9月	収賄	2014年6月 15年10月結審、懲役16年、没収100万元
李東生	1955年	山東	公安部副部長(正部長級)	2013年12月	収賄	2014年10月 15年10月一審開廷
楊金山	1954年	河南	成都軍区副司令員	2014年10月	(違法犯罪)	2014年10月
令計画	1959年	山東	全国政協会議副主席	2014年12月	収賄	2015年7月 立件に向け調査中
周本順	1953年	湖南	河北省委書記	2015年7月	収賄等	2015年10月 立件に向け調査中
楊棟梁	1954年	河北	国家安全生产監督管理総局局長	2015年8月	収賄	2015年10月 立件に向け調査中
蘇樹林	1962年	山東	福建省省長	2015年10月		
第18期中央候補委員						
李春城	1956年	遼寧	四川省委副書記	2012年12月	収賄	2014年10月 15年10月結審、懲役13年、没収100万元
王永春	1960年	吉林	中国石油天然ガス集团公司副總經理	2013年8月	収賄	2014年6月 15年10月結審、懲役20年、没収200万元
万慶良	1964年	広東	広州市委書記	2014年6月	(違法犯罪)	2014年10月
陳川平	1962年	山西	太原市委書記	2014年8月	収賄等	2015年10月 立件に向け調査中
潘逸陽	1961年	広東	内モンゴル自治区常務副主席	2014年9月	収賄	2015年10月 立件に向け調査中
朱明国	1957年	海南	広東省政協会議主席	2014年11月	収賄	2015年10月
王敏	1956年	山東	濟南市委書記	2014年12月	収賄	2015年10月 立件に向け調査中
範長秘	1955年	山東	蘭州軍区副政委	2014年12月	(違法犯罪)	2014年12月 立件に向け調査中
楊衛沢	1962年	江蘇	南京市委書記	2015年1月	収賄	2015年7月 立件に向け調査中
仇和	1957年	江蘇	雲南省委副書記	2015年3月	収賄	2015年7月 立件に向け調査中
余遠輝	1964年	広西	南寧市委書記	2015年5月	収賄	2015年10月 立件に向け調査中

(出所) 各種報道より筆者作成。

れた。17期中の12年4月に重大な規律違反容疑で調査を受け、同時に職務を停止、同年11月に収賄、汚職、職権

乱用の容疑で党籍がはく奪された。13年9月に一審で無期懲役、政治権利終年10月に山東省高級人民

院は一番の判断を認め、刑が確定している。

薄熙来に対する疑惑が明らかになったきっかけは、12年2月に薄熙来の側近であった重慶市副市長兼市公安局局長の王立軍が成都の米国総領事館に駆け込んだ亡命未遂事件である。その後、薄熙来およびその家族に関する不正蓄財など様々な問題が浮上し、関係当局による調査が始まった。特に、薄熙来夫人である薄谷開来は、11年11月に死亡した英国人ビジネスマンのニール・ヘイウッドの死に係った疑いが強まり、捜査の結果、14年7月に薄家使用人であった張暁軍とともに殺人容疑で起訴された。なお、周永康は、薄熙来の後見人であったとの噂もあり、薄熙来との処分には消極的であったといわれている。

大虎退治は人民解放軍にも及んでいる。まず共産党16、17期中央軍事委

員会副主席を務めた徐才厚(1943年遼寧省生まれ)に対して、14年3月に重大な規律違反容疑で取り調べが始まった。徐才厚は15、16、17期で中央委員、うち17期で中央政治局委員を務め、第10、11期国家中央軍事委員会副主席に任命されている。14年6月に党籍がはく奪されたが、15年3月に死亡したため、不起訴処分となった。

また、徐才厚とともに16、17期中央軍事委員会副主席、および第10、11期国家中央軍事委員会副主席を務めた郭伯雄(1942年陝西省生まれ)に対しても、15年4月に重大な規律違反容疑で取り調べが始まった。郭伯雄は15、16、17期で中央委員、うち16、17期では中央政治局委員を務めた。15年7月に収賄容疑で党籍がはく奪された。

17期中央書記処書記を務めた令計画(1959年山西省生まれ)は、17、18期中央委員を務め、第12期全国政協会議副主席、中央統一戦線部長に任じられている。14年12月に重大な規律違反で調査を受け、同年12月31日に中央統一戦線部長の役職を解任、15年7月に収賄の容疑で党籍はく奪となった。

また、第12期全国政協会議副主席を務めた蘇榮(1948年吉林省生まれ)は、元江西省委書記で、共産党16、17期中央委員を務めた。14年6月に重大な規律違反の容疑で取り調べが始まり、15年2月に収賄容疑で立件されている。

大虎に続く虎退治

この大虎に続くのが、前述した省部級幹部である。中でも共産党中央委員は党内での序列が高く、中央政府や地方政府で高い地位を有し、政治的、社会的にも影響力が大きい。18大会以来、18期中央委員ではすでに7人が紀律検査委員会の調査を受けている(図表4)。その7人の中央委員は、周永康の一件で関係のあった蔣潔敏、大虎でも紹介した令計画のほか、公安部副部長(正部長級)の李東生、成都軍区副司令員(中将)の楊金山、河北省委書記の周本順、国家安全生产監督管理総局局長の楊棟梁、そして冒頭で名前を挙げた福建省長の蘇樹林である。ちなみに楊棟梁と蘇樹林は石油業界出身者である。この中で注目すべきは、地方のナンバー1の党委書記やナンバー2の正省長が取り調べの対象になったことである。

また、18期中央候補委員では11人が取り調べの対象になっている(図表4)。その11人は、周永康の一件で紹介した李春城、王永春のほか、広州市委書記の万慶良、太原市委書記の陳川平、内モンゴル自治区常務副主席の潘逸陽、広東省政協会議主席の朱明国、南京市委書記の王敏、南京市委書記の楊衛沢、雲南省委副書記の範長秘、雲南省委副書記の仇和、南寧市委書記の余遠輝である。主に地方の党委委員会や人民政府の指導層で、地方の利権に大きく絡んでいたものと思われる。

虎退治と日中経済交流

中央政府や地方政府の高官ともなる
と、経済に係る者も少なくない。
福建省長の蘇樹林と日中経済協会との
関係は冒頭でも紹介したとおりである。

蘇樹林は62年山東省生まれで、長年
大慶石油管理局に勤務し、中国石油集
団副総経理や中国石化総経理を務めた
石油閥である。11年に福建省に赴き副
省長を経て省長に就任した。16期、17
期共産党中央候補委員、18期中央委員
になるなど、若いにもかかわらず輝か
しい経歴を有していた。蘇樹林はかつて
「東西の二虎」の一人として「東北虎」
と呼ばれ、一方の「西北虎」は蘇樹林
と同一年の廖永遠（前述）で、彼も15
年3月に重大な規律違反の容疑で調査
を受け、6月に党籍がはく奪されてい
る。中国の石油業界は、以前から一種
独立した世界を形成しており、取り扱
う商品が膨大な利益を生み、また重要
な戦略物資であるだけに、その利権に
群がる権力者も少なくなく、周永康が
大きな力を持ち得たのもこうした背景
があったからであろう。また、蘇樹林
は18大会以降、省長の職にある者とし
て初めて取り調べを受けた。省委員会
党書記では、15年7月に河北省委書記
の周本順が党書記としては18大会以降
初めて取り調べを受け、結果15年10月
に党籍はく奪、公職解任となっている。

省副省長時代の04年3月に訪日した際
に受け入れを行っており、また薄熙來
については大連市長や遼寧省長時代を
通じて密接な交流があったほか、06年
5月に東京で開催された第1回日中省
エネルギー・環境総合フォーラムに商
務部長として来日、二階俊博経済産業
大臣、小池百合子環境大臣と共に参加
している。

さらに、経済分野で注目しなければ
ならないのは、経済系政府機関に対す
る取り調べである。18大会以降、特に
国家発展改革委員会（国家エネルギー
局を含む）に対する取り調べが厳しい。
中でも日本にとつてもつとつながら
が深いのは国家発展改革委員会副主
任・国家エネルギー局長を務めていた
劉鉄男である。54年北京生まれで、96
年から99年まで在日本中国大使館経済
参事官を務めた経歴があり、当時から
関係のある日本企業も少なくない。08
年3月から国家発展改革委員会副主
任、10年12月からは国家エネルギー局
長を兼務していた。13年5月に劉鉄男
本人および家族に対する取賄容疑での
取り調べが始まり、本人には14年12月
に一番で無期懲役、政治権利終身はく
奪の判決が言い渡された。

規律違反の容疑で、それぞれ取り調べ
を受けている。この3人はいずれも日
中省エネルギー・環境総合フォーラム
に参加するなど、日本との関係は深い。
このほかにも、国家エネルギー局新工
ネルギー・再生可能エネルギー司司长
の王駿や国家エネルギー局電力司副司
長の梁波も取り調べられている。石油、
石炭、電力等のエネルギーは巨大な利
権が絡み、贈収賄の落とし穴に陥り易
いであろう。魏鵬遠については、自宅
捜索の結果、自宅から2億元の現金が
見つかり、その際16台の現金計算機を
使つて金額を数えたが、うち4台が焼
き壊れたとの情報もある。

国家発展改革委員会本体の方でも、
価格司司长の曹長慶、就業・収入分配
司司长の張東生の2人が14年8月に、
また曹長慶の後任として就任したばか
りの価格司司长の劉振秋、同司副司长
の李才華と周望軍、同司副巡視員の郭
劍英、産業協調司副司长の陳斌の5人
が14年9月に取り調べを受けている。

さらに最近では、社会発展司司长の
王威、同司副司长の任偉、同司生活質
量処調研員の周和宇が15年10月に取り
調べを受けたと報道されている。

おわりに

厳格なる法治国家を目指している習
近平政権は、超大物の大虎を退治した
後もその追及の手を緩めていない。従
来聖域とされていた石油業界や人民解
放軍へもひるむことなく介入し、徹底
した法律の執行力を高めている。

習近平政権がこうした思い切った措
置を実施できる背景には、共産党だけ
でなく、人民解放軍をも十分に掌握し
て安定した政権基盤を築いたからだろ
う。江沢民政権以降、人民解放軍とは
直接的なつながりのない指導者が国の
要職を務めるようになり、人民解放軍
に対しては遠慮があった中で、習近平
政権がきちんとした措置を断行してい
ることは、法治国家に向けた同政権の
意思の強さを物語っている。15年10月
29日の18期五中全会でも令計画以下10
人の虎の党籍はく奪が決定された。

日本企業としては、中央政府や地方
政府、あるいは大手国有企業との人脈
を形成していく中で、一部の指導者の
突然の落馬は、せつかく作り上げた関
係を一瞬に断ち切られる思いであろう。
従来、人脈を大切にしてきた中国での
ビジネス活動だが、もちろん人脈形成
は重要であるが、今後はその人脈に頼
り過ぎることのないようにすべきなの
であろう。こうした面でも、転換期を迎
えているといえよう。

（注1）中国石油天然ガス株式有限公
司総工程師の王道富、中国石油天然ガ
ス株式有限公司副總裁の再新権も同時
に取り調べ開始。

（注2）「南方週末HP」15年10月9
日「国家発改委社会发展司司长王威
等3人被調査」(<http://www.infzm.com/content/112373>)

対応—独禁法違反、商業賄賂を例にして

金杜法律事務所中国弁護士
中国政法大学大学院特任教授 劉 新宇

の関係者が回答を拒否するような姿勢を示せば、調査妨害と評価されるリスクがあることから、自己が知る事項であれば率直、簡潔、かつ適正に回答し、知らない事実、時間の経過により記憶が定かでない事実については、自己に認識がないこと、記憶が定かでないことを調査官に偽りなく告げなければならず、推測、憶測に基づく回答をしてはなりません。また、調査官から聴取を受けた事項とそれに対する回答内容をメモに残しておく必要があります。

事情聴取を行った調査官においては調書を作成するのが一般的ですが、被聴取者はその調書に署名する前に、そこに記された内容を十分に確認することはもちろん、そのコピーの交付を調査官に要求します。

なお、法律に明確な定めはありませんが、行政機関は状況に応じ、調査対象企業の経営場所以外の場所も調査することがあります。例えば、2014年のマイクロソフト社の事件において、国家工商行政管理総局は、マイクロソフト（中国）有限公司の本部、上海支社、広州支社、成都支社のほか、同社から財務関連の業務を委託されたアクセンチュア情報技術（大連）有限公司に対する立入調査も行いました。また、調査官は、調査対象企業の経営場所での事情聴取のみならず、被聴取者を行政機関に呼び出してそれを行うこともあります。

(3) 文書・資料の提供要求への対応

違法行為に関連する証拠となりうるものを発見した調査官は当然それを押収しますが、なるべく原本ではなく、そのコピーのみにとどめるよう調査官と交渉するほか、調査官に提出した文書・資料のリストを作成し、社内のしかるべき各部署に備えておくことが望まれます。コピーのみの提出にとどめるための対応措置の1つとして、実務においては、高機能のコピー機やハードディスクのバックアップを用意し、コピーを提供する方法があります。他方、やむを得ない事情により文書・資料の提出ができないときは、調査官に十分な説明を行い、必要に応じ、その事情について説明する文書を提出します。

また、行政機関は、違法行為と関連すると思量する電子データを発見したときは、関連する資料媒体の原物を収集することができます（独禁法39条、「工商行政管理機関行政処罰手続規定」28条）。そのため、調査官は電子データが保存されたコンピュータ本体を押収しようとするが、そのような場合には、コンピュータ本体ではなく、その電子データのコピーのみにとどめるよう調査官と交渉することが望まれます。それでもコンピュータ本体の押収が不可避であるときは、それが持ち出される前に、業務に必要な情報、顧客資料などを複製保存する時間を与えるよう要求することができます。

3. 行政機関の調査に対する協力

行政処罰法などの関連法令は、行政機関の調査に協力して

功績を立てると、行政処罰が軽減されうることを定めています。独禁法違反の疑いのある行為に関し、特に密室で行われるカルテルはその摘発が困難であるとの事情から、独禁法46条2項は、欧米、日本など諸外国の立法例を参考に、事業者が独禁法執行機関に対してカルテルの締結に関する事情を自主的に報告し、かつ、重要な証拠を提供したときは、処罰を軽減し又は免除することができるものと定め、いわゆるリニエンス制度を導入しています。処罰軽減の優遇を受けるためには、自主的な報告のみでは足りず、重要な証拠の提出も要件とされ、「重要な証拠」か否かは独禁法執行機関の判断によりますが、他社のカルテルの摘発に役立つ証拠であることが、その重要なポイントになるものと考えられます。特に2013年以降、国家発展改革委員会をはじめとする独禁法執行機関はリニエンス制度を積極的に活用する姿勢を示していることから、当局への情報開示を早期に行い重要な証拠を提供すれば、処罰の軽減ないし免除の可能性も高まるように思われ、現に近年、カルテルの嫌疑で行政調査を受けた事業者がこのリニエンス制度を効果的に利用して行政処罰の軽減・免除となった事例が見受けられます。

他方、商業賄賂の疑いのある行為に関しては、企業による内部調査の結果を踏まえ、弁護士など専門家の支援の下、工商行政管理機関に対し面談を申し入れることが推奨されます。この面談で報告した事実に関し当局が示した法的評価、疑問点を踏まえ、法令に従って早急に自社に有利な証拠を取りまとめ提出すれば、これに基づき当局が商業賄賂の不成立を認め、あるいは行政処罰を相応に軽減することが期待されます。また、例えば業界協会や、現地の関係政府機関などに対しても積極的に支援を求め、これらにより示された有益な意見に基づき、自社に有利な結論を導くことも考えられます。

（注1）国家発展改革委員会とその省レベルの価格主管機関、国家工商行政管理総局とその省レベルの工商行政管理機関のほか、商務部がこれに該当します。

（注2）独禁法のほか、「価格独占禁止行政執行手続規定」（2010年12月29日公布、2011年2月1日施行）、「工商行政管理機関による独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査処理に関する手続規定」（2009年5月26日公布、同年7月1日施行）も適用されます。

（注3）商業賄賂行為に対する工商行政管理機関の監督管理には、不正競争防止法のほか、「工商行政管理暫定規定」（1996年12月17日改正・施行）など工商行政管理機関の行政調査権について定めた関連規定も適用されます。

（注4）不正競争防止法その他国レベルの関連規定は、商業賄賂の監督検査において押収などの行政強制措置をとりうることを明確に定めていませんが、地方の法規は、工商行政管理局に対し、商業賄賂行為の監督管理にあたって封印・押収を行う権限を認めています。なお、現在改正の過程にある不正競争防止法の諮問稿には、現場検査権、封印押収権、銀行口座調査権に関する定めがあり、その動向が注目されます。



中国の行政機関の調査に関する外資系企業の

Q 中国においては、最近、米マイクロソフト社の中国子会社が独禁法違反の疑いで国家工商行政管理総局の現場調査を受けたとの報道があり、同社以外にも、外資系企業、外国企業が特に独禁法違反、商業賄賂の疑いで行政調査を受ける例が相次いでいます。この行政調査では、法律上認められた手段として、行政機関の調査官が企業の経営場所に赴いて行う現場検査の方法が最も多用されています。

行政機関は調査にあたりどのような措置を講ずることができるのでしょうか。この行政機関による調査を受ける企業はどのように対応すべきでしょうか。また、行政処罰減免のため何ができるのでしょうか。

1. 行政機関が調査時に行う措置

中国では、独禁法違反行為に対しては独禁法執行機関^{注1}、商業賄賂嫌疑行為に対しては工商行政管理機関による行政調査がそれぞれ行われます。これらの行政機関は、その調査にあたり、独禁法 39 条^{注2}、不正競争防止法 17 条^{注3}などの関連規定に基づいて、下表に掲げる措置を講ずることができます。

調査対象企業は、行政機関の法に基づく職権行使に協力しなければならず、調査官による調査の実行を拒絶又は阻害したときは、職務執行の妨害として行政処罰を受け、場合によっては公務妨害罪として刑事罰に処されます（独禁法 52 条、「工商行政管理暫定規定」44 条）。

2. 行政機関による調査への対応

定例検査か、それとも立案前後の行政調査・証拠収集かを問わず、関連法令上、行政機関は対象企業への事前通知なく調査を行うことができます。したがって、企業としては、予兆もなく突然に行政機関による調査の対象となることを想定して対応策を準備しておかなければなりません。

また、企業は定期的に内部調査を行って、独禁法違反や商業賄賂の疑いある行為の有無を確認する必要があります。行政調査を受けるリスクはどの企業も抱えていることから、そのような事態も想定して、事情聴取に応ずる担当者をあらかじめ決めておくのが望ましいでしょう。

(1) 調査開始時の対応

行政調査の対象となったときは、調査に抵抗せず、協力的な態度を示し、調査官の心証を害さないよう注意することをまずは心がけるべきです。

先述のとおり、行政機関は事前通知の義務を負っていないことから、やはり実務上も、抜打検査が多く見受けられます。急に現場調査を受けた企業は、何ら準備をしていなかったとしても、調査官の経営場所への立入を阻止しようとしてはなりません。その手段にもよりますが、職務の執行を妨害した責任を問われるおそれがあります。

受付係など最初に調査官と接触した社員は、丁寧な態度で調査官に接し、まずは文書・資料が置かれていない会議室などに調査官を案内するほか、調査官の人数、所属、役職を管理職や財務部署の人員などに直ちに伝えることが望まれます。対応を引き継いだ管理職、財務部署の人員などにおいては、可能であれば調査官の行政法執行に関する身分証明書、調査通知書を確認し、当該調査の目的や法律根拠などの把握に努めます。また、独禁法違反、商業賄賂、その他行政調査に対応した経験ある弁護士に直ちに連絡し、可能な限り弁護士立会いの下で調査を受けるようにします。

(2) 事情聴取への対応

弁護士立会いの下での調査が望まれるとしても、実際には、弁護士の到着を待たずに調査開始となる可能性が高いと思われます。その場合は、まず、事前に決定しておいた窓口責任者において事情聴取に応じます。

事情聴取の際、もし窓口責任者や調査案件にかかわる社内

権限	独禁法違反	商業賄賂
現場検査権	調査対象事業者の経営場所その他関連する場所に立ち入って調査を行う	調査対象事業者の経営場所に立ち入って調査を行う
尋問権	調査対象事業者、利害関係者その他関連する組織・個人に質問し、関連する事情について説明を求める	調査対象事業者、利害関係者、証人に質問し、証明資料その他商業賄賂行為に関する資料の提出を要求する
複写権	調査対象事業者、利害関係者その他関連する組織・個人の関連する領収書、協議書、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料の閲覧、複写をする	商業賄賂行為に関する協議書、帳簿、証明書類、文書、記録、業務書簡及びその他の資料の調査、複写をする
封印押収権	関連する証拠の封印、押収をする	関連する証拠の封印、押収をする ^{注4}
銀行口座調査権	事業者の銀行口座を調査する	事業者の銀行口座を調査し、司法機関の許可に基づきその口座内の預金を差し押さえる

情報クリップ

2015年10月

■ 10/2 2015年度「日中経済交流検討会議」第1回会議を開催

当会では、直近の中国経済と日中経済の動向および中国のビジネス環境の課題等につき情報交流・意見交換するための「日中経済交流検討会議」の活動を2015年度から実施することになった。第1回会議は、最初に中国経済動向解説として、津上工作室津上俊哉代表から「人民元切り下げ後の中国経済動向」と題した基調発言と質疑応答、続いて事務局から中国ビジネス環境改善要望事項アンケート結果取りまとめの中間報告、最後に参加企業25社から直近の中国ビジネス環境の各社課題等に関する発言と意見交換を実施。第2回会議は12月4日に開催予定。



「日中経済交流検討会議」第1回会議では活発な情報交流・意見交換を実施

■ 10/14 江蘇省泰州市陸志鵬市長一行来会

江蘇省泰州市陸志鵬市長を団長とする泰州市政府一行11人が来会、意見交換を実施。陸市長からは、同市の主導産業（造船、ファインケミカル、バイオケミカル、設備製造、電子情報機器、新エネルギー）や経済成長（1～9月のGDP成長率は10%増）の概況、第13次五カ年計画期間における経済成長のための取り組み（3つの重点：①産業の転換・グレードアップ、②物流産業の発展、③生態環境保護のさらなる強化）等について紹介があり、関連分野における日本企業との交流希望を表明。



来会した江蘇省泰州市陸志鵬市長（中央）

■ 10/22～23 山東省淄博市での省エネ人材育成事業の実施

省エネルギーセンターの中国向け人材育成事業第二次専門家派遣が山東省淄博市で実施され、当会は生田専務理事を派遣。これは、山東・淄博日中大气污染防治協力モデル区事業における日本側専門家チームの協力の一環として、当会が資源エネルギー

庁、省エネルギーセンター、国家節能中心、淄博市に働きかけて実現したもの。淄博市は莊鳴常務副市長（工業・省エネ担当）、劉東軍副市長（環境担当）が開講式・研修活動に出席。現地において、案件リストの進捗状況と新たな提示、案件の課題解決、淄博市関連新規事業の第9回日中省エネルギー・環境総合フォーラムでの署名に関する協議等を実施。

■ 10/25～29 スマートシティ建設に関する訪中調査

当会は、中国のスマートシティ建設に関する政策・制度および関連企業の動向等を把握するため、国家發展改革委員会城市・小城镇改革發展中心の協力のもと、訪中調査を実施。27日には北京で専門家、実務家による「日中スマートシティ研究会」を開催。



北京で「日中スマートシティ研究会」を開催

JCNDA NEWS

2015年10月の日中東北開発協会の活動から

■ 10/12～14 第2回中国ロシア博覧会および第26回中国ハルビン国際経済貿易商談会参加

10月11～16日に黒龍江省ハルビン市において掲題の博覧会が開催され、当会から瀋陽事務所趙焱常駐代表が「黒龍江省-韓国経済貿易協力マッチング商談会」、「黒龍江省-日本経済貿易協力商談会および友好県道交流会」などのイベントに参加。

■ 10/16 NPO北東アジア輸送回廊ネットワーク第4回研究フォーラム参加

掲題フォーラムが都内にて開催され、当会后藤事務局長が参加。当日は「北東アジア交流白書について」と題して、掲題ネットワークの東山茂理事が講演。

■ 10/28 黒龍江省商務庁投資指導服務処・賈処長一行来会

黒龍江省商務庁投資指導服務処・賈英華処長一行2人が来会し、来年開催予定の交流会会場の視察に当会后藤事務局長が同行。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2016年1月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

2015年度日中経済協会合同訪中代表団

日中経協ジャーナル

2015年12月号（通巻第263号）平成27年11月25日発行

発行人 十川美香 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル8階

TEL. 03-5511-2511 FAX. 03-5511-2519

大阪 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル

ディング2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2015

デザイン・印刷 株式会社リプロ TEL. 03-5625-5700

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税（送料共） ISBN: 978-4-88880-227-7 C2033

編集後記

本号特集の企画は、年末のASEAN経済共同体(AEC)発足を見据えて、ASEANおよびアジア・太平洋の地域経済連携にかかわる動向を探るというものだったが、TPP閣僚会合の10月5日の声明で大筋合意が発表されると、地域経済連携にかかわる話題はしばらくTPP一色となった。特集で原稿執筆された専門家には最新動向を踏まえた論考を進めていただき、示唆に富む内容となっている。今年一年のご購読ありがとうございました。(石井)

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申し込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2015年第3四半期までの主要経済指標（速報値）をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<http://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 1～3月	2015年 1～6月	2015年 1～9月
国内総生産(GDP) 名目額	億元	484,124	534,123	588,019	636,139	140,667	296,868	487,774
〃 実質成長率(前年比)	%	9.5	7.7	7.7	7.3	7.0	7.0	6.9
四半期 GDP 実質成長率(前期比) (注1)	%					7.0	7.0	6.9
1人当たり GDP	元	36,018	39,544	43,320	46,629			
〃 実質成長率(前年比)	%	9.0	7.2	7.2	6.7			
食糧生産量	億トン	5.7121	5.8958	6.0194	6.0703			
工業生産額(付加価値ベース)	億元	191,571	204,540	217,264	228,123			
〃 前年比	%	10.8	7.9	7.6	6.9			
うち一定規模以上の工業企業(前年比) (注2)	%	13.9	10.0	9.7	8.3	6.4	6.3	6.2
固定資産投資額 (注3)	億元	311,485	374,695	446,294	512,761	77,511	237,132	394,531
〃 前年比(名目)	%	23.8	20.3	19.1	15.3	13.5	11.4	10.3
不動産開発投資額	億元	61,797	71,804	86,013	95,036	16,651	43,955	70,535
〃 前年比(名目)	%	28.1	16.2	19.8	10.5	8.5	4.6	2.6
社会消費財小売総額 (注4)	億元	183,919	210,307	237,810	262,394	70,715	141,577	216,080
〃 前年比(名目)	%	17.1	14.3	13.1	12.0	10.6	10.4	10.5
消費者物価指数(CPI)	%	5.4	2.6	2.6	2.0	1.2	1.3	1.4
工業品出荷価格指数(PPI)	%	6.0	-1.7	-1.9	-1.9	-4.6	-4.6	-5.0
都市部1人当たり可処分所得	元	21,810	24,565	26,955	28,844	8,572	15,699	23,512
〃 実質伸び率	%	8.4	9.6	7.0	6.8	7.0	6.7	6.8
農村部1人当たり可処分所得 (注5)	元	6,977	7,917	8,896	9,892	3,279	5,554	8,297
〃 実質伸び率	%	11.4	10.7	9.3	9.2	8.9	8.3	8.1
都市部新規雇用者数	万人	1,221	1,266	1,310	1,322	324	718	1,066
都市部登録失業率	%	4.1	4.1	4.05	4.09	4.05	4.04	4.05
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	36,420.6	38,667.6	41,603.1	43,030.4	9,041.7	18,804.9	29,041.4
〃 前年比	%	22.5	6.2	7.6	3.4	-6.3	-6.9	-8.1
中国の輸出額	億ドル	18,986.0	20,489.3	22,100.2	23,427.5	5,139.3	10,718.7	16,641.2
〃 前年比	%	20.3	7.9	7.9	6.1	4.7	0.9	-1.9
中国の輸入額	億ドル	17,434.6	18,178.3	19,502.9	19,602.9	3,902.3	8,086.2	12,400.2
〃 前年比	%	24.9	4.3	7.3	0.4	-17.6	-15.6	-15.3
中国の輸出入収支	億ドル	1,551.4	2,311.1	2,597.3	3,824.6	1,237.0	2,632.5	4,240.9
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,428.9	3,294.5	3,125.5	3,124.4	660.9	1,355.5	2,069.4
〃 前年比	%	15.1	-3.9	-5.1	0.0	-11.4	-10.6	-11.1
中国の対日輸出額	億ドル	1,483.0	1,516.4	1,502.8	1,494.4	328.6	658.4	1,005.1
〃 前年比	%	22.5	2.3	-0.9	-0.5	-11.8	-10.5	-9.7
中国の対日輸入額	億ドル	1,945.9	1,778.1	1,622.8	1,630.0	332.4	697.1	1,064.4
〃 前年比	%	10.1	-8.6	-8.7	0.4	-11.0	-10.6	-12.5
中国の対日輸出入収支	億ドル	-462.9	-261.7	-120.0	-135.5	-3.8	-38.7	-59.3
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) (注6)	件	27,712	24,925	22,773	23,778	5,861	11,914	18,980
〃 前年比	%	1.1	-10.1	-8.6	4.4	22.4	8.6	10.1
世界の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	1,160.1	1,117.2	1,175.9	1,195.6	348.8	684.1	949.0
〃 前年比	%	9.7	-3.7	5.3	1.7	11.3	8.3	8.6
日本の対中直接投資契約件数 (中国商務部統計)	件	1,859	1,579	943	653			
〃 前年比	%	5.5	-15.1	-40.3	-30.8			
日本の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	63.3	73.5	70.6	43.3	10.6	20.1	25.4
〃 前年比	%	55.0	16.2	-4.0	-38.7	-12.3	-16.3	-25.0
経常収支	億ドル	1,361	2,154	1,482	2,197	756	1,486	2,120
マネーサプライ(M ₂) (注7)	億元	851,591	974,149	1,106,525	1,228,375	1,275,333	1,333,375	1,359,824
〃 前年比	%	13.6	13.8	13.6	12.2	11.6	11.8	13.1
外貨準備	億ドル	31,811.5	33,115.9	38,213.2	38,430.2	37,300.4	36,938.4	35,141.2
対外債務残高 (注8)	億ドル	6,950.0	7,369.9	8,631.7	8,954.6	16,732.0	16,801.0	
対ドルレート	元/US \$	6.4588	6.3125	6.1932	6.1428	6.1422	6.1136	6.3613
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェトロ換算)	億ドル	3,449.5	3,337.0	3,120.4	3,091.8	667.7	1,326.3	2,011.7
〃 前年比	%	14.3	-3.3	-6.5	-0.9	-12.8	-12.6	-12.5
日本の対中輸出額	億ドル	1,614.7	1,446.9	1,298.5	1,271.1	262.8	539.3	812.9
〃 前年比	%	8.3	-10.4	-10.3	-2.1	-12.4	-12.6	-14.2
日本の対中輸入額	億ドル	1,834.9	1,890.2	1,821.9	1,820.7	404.9	787.0	1,198.8
〃 前年比	%	20.1	3.0	-3.6	-0.1	-13.0	-12.7	-11.3
日本の対中輸出入収支	億ドル	-220.2	-443.3	-523.4	-549.7	-142.1	-247.8	-385.9
日本の対中直接投資額 (財務省国際収支状況・ジェトロ換算)	億ドル	126.5	134.8	91.0	67.4	22.4	47.6	64.9
〃 前年比	%	74.4	6.6	-32.5	-25.9	77.3	60.7	42.4

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは「農村部1人当たり純収入(四半期は農村1人当たり現金収入)。

15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注8) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家外為管理局、ジェトロ発表等から日中経済協会が作成。

世界の企業よ、TEDAへ。

すでに日系企業439社が、TEDAに進出しています。
これからの中国市場ビジネスを
北京隣接のTEDA(天津経済技術開発区)で。

天津は世界有数の国際貿易港です。



世界拠点。

中国、そして世界へのスタートは、ここから始まる。

天津経済技術開発区 日本事務所 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階 Tel. 03-3221-8298 E-mail: hanyr@tedajp.com / doymasl@tedajp.com

<http://jp.teda.gov.cn/>

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION